



令和4年6月27日

各 位

会 社 名 株式会社ナカノフード建設
代表者名 取締役社長 竹谷 紀之
(コード番号1827 東証スタンダード)
問合せ先 常務執行役員総務部長
小古山 昇
(TEL 03-3265-4661)

内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、令和4年4月12日付「内部調査委員会の設置及び令和4年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、海外連結子会社タイナカノ（当社出資比率49%）におきまして、不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、公認会計士、弁護士等を委員とする内部調査委員会を立ち上げて調査を開始いたしました。さらに、令和4年5月27日付「第80回定時株主総会及び継続会開催並びに内部調査委員会による調査の進捗に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、本件に係る原価付け替えの事実確認等に予想以上の時間を要しておりましたが、本日、内部調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 内部調査報告書の内容

本件事案は、当社連結子会社であるタイナカノにおいて、平成31年3月期から令和4年3月期にかけて、工事原価を他の工事に付け替えることにより費用を先送りする不適切な会計処理を組織的に行っていたもので、その詳細な内容は添付の「内部調査報告書」の通りです。

なお、当該調査報告書につきましては、個人情報及び機密情報保護等の観点から、個人名等、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 再発防止策等について

当社は、内部調査委員会による調査結果及び再発防止策に係る提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定の上、実行してまいります。

なお、再発防止策の具体的な内容を速やかにとりまとめ、改めてお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けいたしますことを心からお詫び申し上げます。

以 上

2022年6月27日

株式会社ナカノフドー建設 御中

調査報告書

内部調査委員会

委員長 関 澤 秀 哲

委員 真 鍋 朝 彦

委員 伊 藤 拓

委員 田 中 剛

委員 福 田 誠

委員 大 島 義 信

調査報告書（目次）

第1 調査の概要	1
1 調査委員会設置の経緯	1
2 内部調査委員会の目的	1
3 内部調査委員会の構成	1
4 調査の対象・方法.....	2
5 本調査の期間.....	4
6 本調査に関する前提及び留意事項	4
第2 当社及び海外連結子会社の概要	5
1 当社の概要（2022年3月31日時点）	5
2 組織	6
3 受注高・売上高の推移	6
4 当社のコーポレート・ガバナンス体制.....	7
5 タイナカノ	7
6 その他の海外子会社の概要	11
第3 本原価移動に関する調査結果	15
1 事実経過の概要	15
2 本原価移動の規模.....	17
3 本原価移動における動機、方法及び関係者の役割	19
第4 類似事案に関する調査結果	21
1 国内工事	21
2 海外工事	24
第5 調査結果に基づく不適切な会計処理の内容	25
1 当社連結売上高に占めるタイナカノの売上高の割合.....	25
2 タイナカノにおける不適切な会計処理の内容	26

3 不適切な会計処理の訂正に伴う年度別の数値的影響	34
第6 原因分析	36
1 タイナカノの競争状況と業績目標達成へのプレッシャー	36
2 コンプライアンス意識の鈍麻	37
3 内部統制上の問題.....	38
4 海外連結子会社に対する監査の問題.....	39
5 海外連結子会社への内部通報制度の不活用.....	40
第7 再発防止策	41
1 風通しの良い組織風土の構築	41
2 コンプライアンス意識の醸成	42
3 原価移動の原因を発生させない仕組みの導入	43
4 海外連結子会社に対する監査の強化.....	45
5 内部通報制度の見直し	45
別紙1.....	47
別紙2.....	48
別紙3-1.....	51
別紙3-2.....	53
別紙3-3.....	54
別紙3-4.....	56
別紙3-5.....	57
別紙4.....	58
別紙5.....	60
別紙6	61

第1 調査の概要

1 調査委員会設置の経緯

株式会社ナカノフドー建設（以下「当社」という。）は、2022年2月頃、海外連結子会社であるタイナカノ CO.,LTD.（以下「タイナカノ」という。）の社長から、2019年3月期から2022年3月期にかけて、複数の工事において、協力業者（下請業者を含む。以下同じ。）の了解を得て、工事代金を支払わず、別の工事において当該代金を支払っていた（以下「本原価移動」という。）旨の報告を受けたことから、タイナカノにおいて不適切な会計処理がなされていたという疑義が生じた。

そのため、当社は、本原価移動の事実関係の確認等のため、社内調査を開始するとともに、調査の客観性及び信頼性を高めるため、会計監査人である和泉監査法人とも協議のうえ、同年4月12日、外部専門家を交えた内部調査委員会を設置して調査を行うこととした。

2 内部調査委員会の目的

内部調査委員会（以下「当委員会」という。）の調査の目的は以下のとおりである。

- ① 本原価移動に関する事実関係の認定、発生原因の調査分析
- ② 本原価移動の類似事案の有無の調査
- ③ 本原価移動の対象となった金額の確定及び連結財務諸表等に対する影響の検討
- ④ 本原価移動に関する原因の究明と再発防止策の提言

3 内部調査委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長 関澤 秀哲 当社社外監査役

委員	真鍋 朝彦	税理士法人高野総合会計事務所（公認会計士・公認不正検査士）
委員	伊藤 拓	弁護士法人御堂筋法律事務所（弁護士）
委員	田中 剛	弁護士法人御堂筋法律事務所（弁護士）
委員	福田 誠	当社社外取締役
委員	大島 義信	当社取締役常務執行役員 社長室長

なお、上記のほか、税理士法人高野総合会計事務所に所属する公認会計士 2 名及び税理士 2 名が補助者として調査に携わった。

調査体制の決定に際しては、初期的な社内調査（具体的には当社取締役に対するヒアリング及びメール調査）の結果、本原価移動に当社経営陣が組織的に関与していた疑いは生じていないことを踏まえ、時間的制約の中で効率的に調査を実施するため、内部調査委員会の枠組みを採用した。ただし、調査の中立性・客観性を担保するため、当社社外監査役を委員長として、社外専門家である公認会計士・弁護士をそれぞれ委員とした。

4 調査の対象・方法

当委員会による調査（以下「本調査」という。）としては、概ね以下の事項を実施した。

① ヒアリング

当委員会は、タイナカノ所属の本原価移動に関わった可能性のある者（8 名）、タイナカノ以外の海外連結子会社（後記「第 2」「3」記載のとおり。以下同じ。）の社長その他の日本人スタッフ（当社からの出向者）（9 名）及び海外事業本部の従業員（3 名）からのヒアリングを実施した。具体的な対象者は、別紙 1 記載のとおりである。ただし、本原価移動の対象となった協力業者への未払を発生させたタイナカノの現場所長 X（タイ人）は、タイナカノを 2020 年 10 月に退職しており、ヒアリングを行うために連絡を試みたものの、当委員会によるヒアリングは実施できなかった。

② メール調査

当委員会は、タイナカノ社長その他の日本人スタッフ7名及びローカルスタッフ2名（合計9名）のメールアドレスを保全し、メールレビューを実施した。その調査の概要は別紙2記載のとおりである。

③ 会計データ・証憑書類等の調査・検討

当委員会は、タイナカノにおいて行われていたとされる本原価移動に関する証憑書類等の閲覧及び検討を行った。なお、当委員会が実施した調査の詳細は別紙3-1記載のとおりである。

また、当委員会は、国内及び海外連結子会社において、本原価移動と類似する案件が存在しないかを確認するために、当社が実施した調査手順（別紙3-2）の妥当性を確認したうえ、一定の基準で抽出された工事について、当該調査手順に従って調査が適切に行われたか否かにつき各種証憑書類を閲覧し確認した。なお、当委員会がスクリーニング調査した件数の詳細は別紙3-3記載のとおりである。

④ 本原価移動に関わった協力業者からの確認書面の取得

当委員会は、本原価移動に協力したとされる協力業者97社に対し、当社が認識している本原価移動の内容（対象となった工事金額等）に関して、認識に相違ないかを確認する書面を送付し、その回答内容を確認・分析した。また、上記回答を得られなかった協力業者その他残高確認が必要と考えられる協力業者に対し、2022年3月31日時点における当社の協力業者に対する債務の残高確認を書面で送付し、その回答内容を確認・分析した。

⑤ 協力業者に対するアンケートの実施及びその結果に基づくヒアリング

当委員会は、主要な協力業者に対して、原価移動に関するアンケートを実施し、その結果に基づき、必要に応じてヒアリングを実施した。詳細は別紙4記載のとおりである。

⑥ 従業員からの確認書の徴求及びその結果に基づくヒアリング

当社及び海外連結子会社に所属する全従業員（休職者等は除く。）から、原価移動に関する質問に回答を記載させる内容の確認書を徴求したうえで、その結果に基づき、必要に応じてヒアリングを実施した。詳細は別紙5記載のとおりである。

⑦ ホットライン窓口の設置

当委員会は、本原価移動その他類似案件に係る内部告発や申告を受け付ける専用のホットライン窓口を2022年5月2日に設置し、メールアドレスを全従業員に周知した。ただし、本調査の期間において、ホットライン窓口に対する告発や申告はなかった。

5 本調査の期間

本調査は、2022年4月12日～同年6月27日まで実施された。

6 本調査に関する前提及び留意事項

本調査は、上記目的で実施したものであるが、そもそも、捜査機関のような強制力に基づくものではなく、また、限られた時間内において、当社及び海外連結子会社からの開示資料及び関係者からのヒアリングの内容を前提に本調査を行ったものであることから、これら開示資料の記載内容及びヒアリング対象者の説明については、可能な限り、検証を加えているものの、真相究明に関しては、上記制約に内在する一定の限界があることに留意されたい。

第2 当社及び海外連結子会社の概要

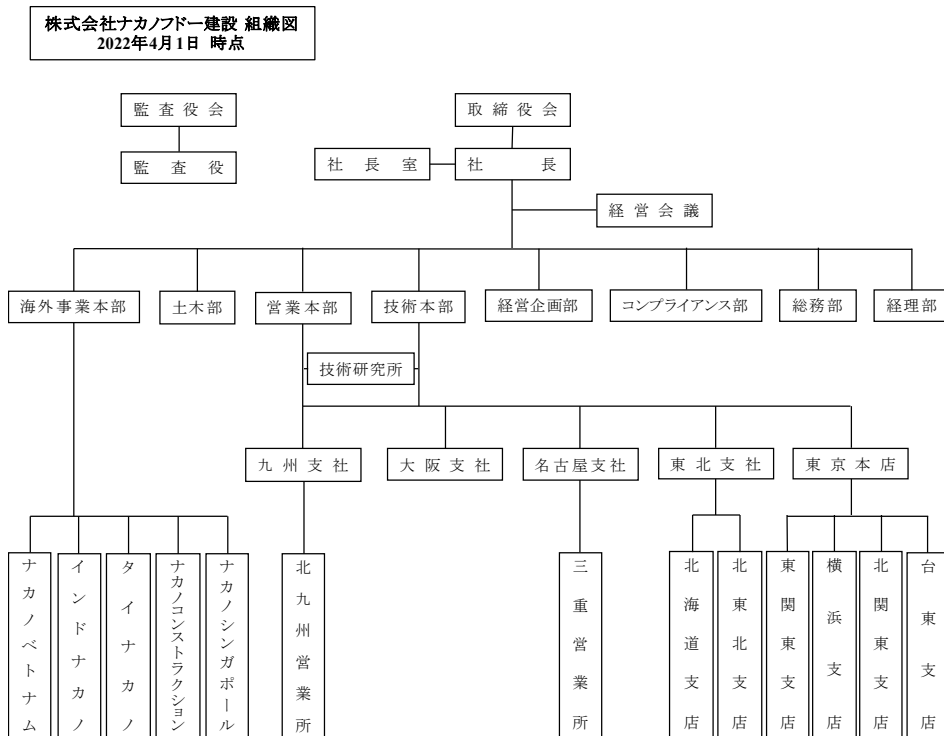
1 当社の概要 (2022年3月31日時点)

商号	株式会社ナカノフドー建設
代表者	取締役社長 竹谷 紀之
本店の所在地	東京都千代田区九段北四丁目2番28号NF九段
資本金	50億6,167万8,686円：発行済株式総数34,498,097株
設立	1942年12月19日（創業 1933年2月8日）
事業内容	国内建設事業・海外建設事業・不動産事業・保険代理業・太陽光発電事業
国内子会社	大島興業株式会社（東京都千代田区）、中野開発株式会社（東京都千代田区）
海外子会社	ナカノシンガポール（PTE.）LTD.（「ナカノシンガポール」） ナカノコンストラクション SDN.BHD.（「ナカノコンストラクション」）（マレーシア） PT. インドナカノ（「インドナカノ」）（インドネシア） タイナカノ CO.,LTD.（「タイナカノ」） ナカノベトナム CO.,LTD.（「ナカノベトナム」）
従業員	1,278名（連結）725名（個別）
売上高	116,046百万円（連結）（2021年3月期）* 79,741百万円（個別）（2021年3月期）
上場取引所	東京証券取引所スタンダード市場
会計監査人	和泉監査法人

*：本原価移動に関する訂正前の数値

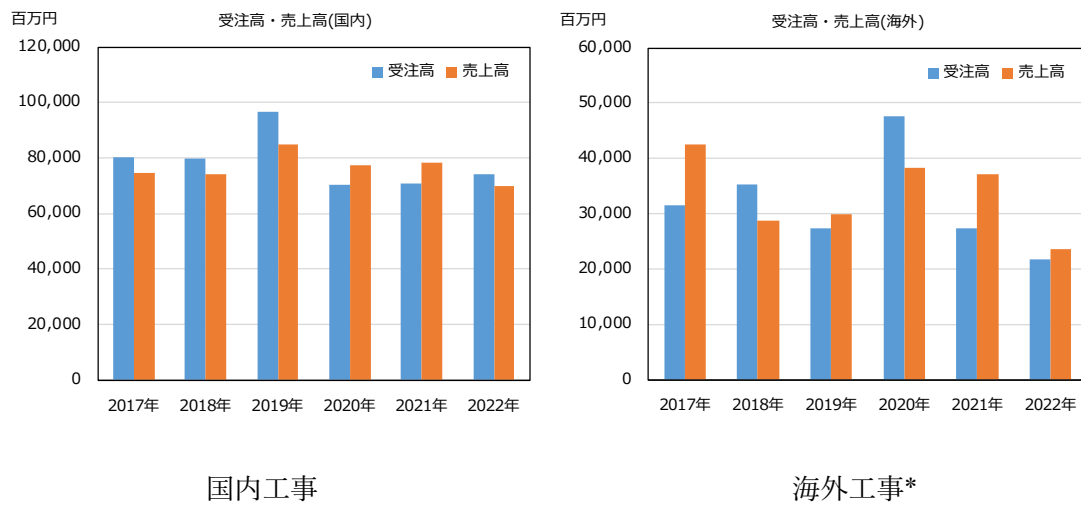
2 組織

当社の組織は下図のとおりである。



3 受注高・売上高の推移

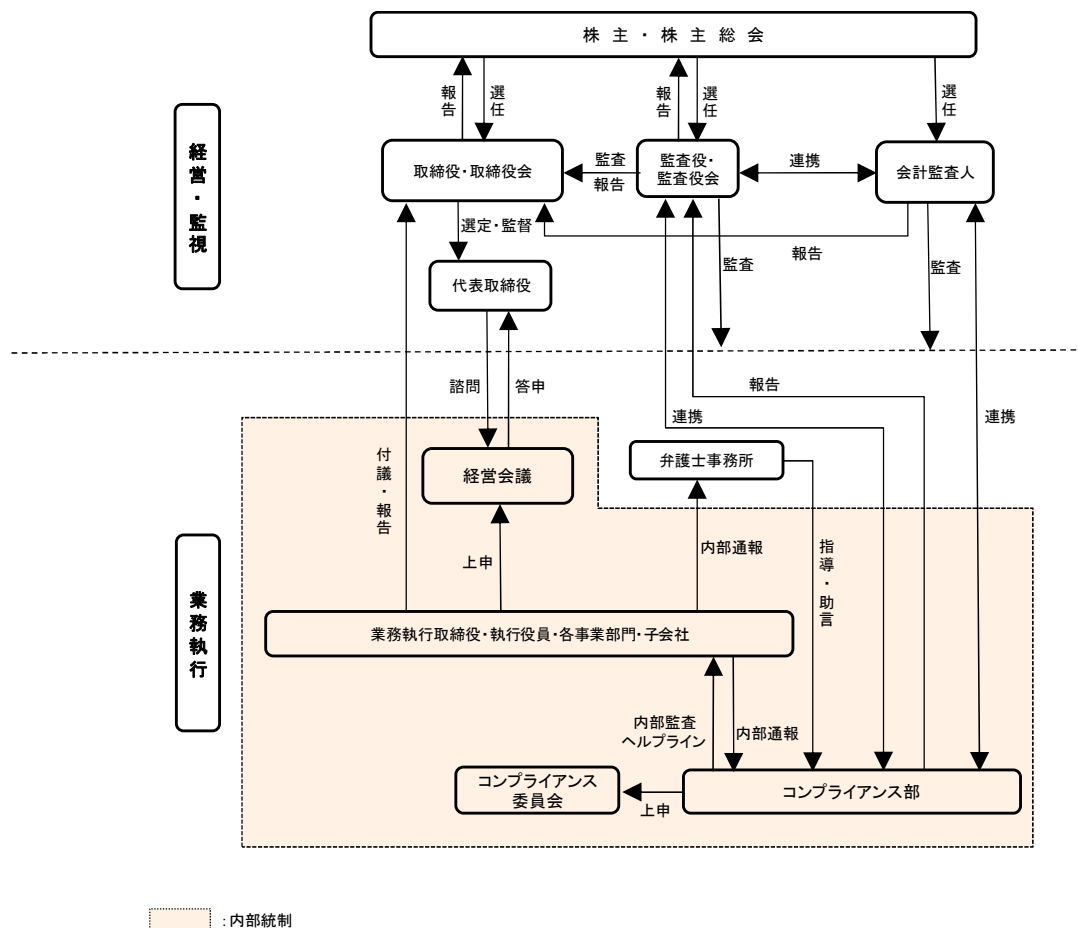
当社の国内工事及び海外工事における受注高と売上高の推移は以下のとおりであり、海外工事の受注高及び売上高は2020年3月期（78期）から減少傾向にある。



*：本原価移動に関する訂正前の数値

4 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要（2022年3月31日時点）は下記のとおりである。



5 タイナカノ

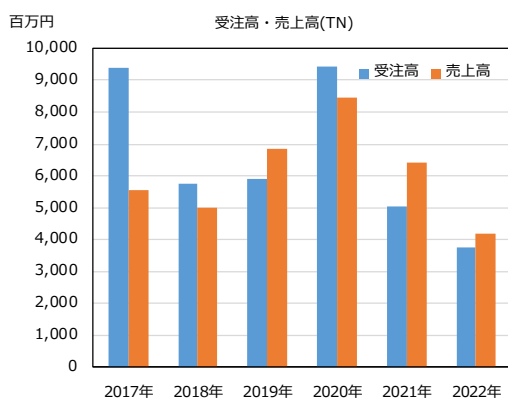
(1) 概要（2022年3月31日時点）

商号	タイナカノ CO., LTD.
本社の所在地	Bangkok Tower, 17th Floor, New Petchburi Road, Bangkapi, Huaykwang, Bangkok 10310 Thailand
資本金	1500万タイバーツ
設立	1988年8月
事業内容	建設事業（建築・土木）不動産事業

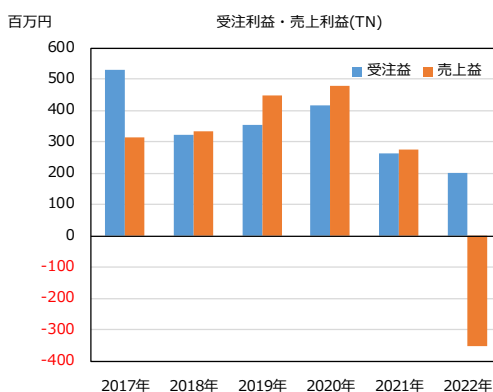
事業所	Head Office Bangkok Sriracha Office Chonburi
従業員	日本人7人、ローカルスタッフ150人
主要株主 (出資比率)	ナカノシンガポール (49%) Tarntana Co., Ltd. (49%) MUFG Participation (Thailand) Co., Ltd. (2%)

(2) 受注高・売上高の推移

タイナカノにおける受注高・売上高及び受注利益・売上利益の推移は以下のとおりである。2020年3月期(78期)を境に、全ての数値が大きく減少傾向にある。なお、2019年12月頃から新型コロナウイルス感染症がアジア各国で拡大し、タイにおいても工事現場や事務所が閉鎖されるなどの影響があったほか、予定されていたプロジェクトが延期または中止されるなど、2021年3月期(79期)及び2022年3月期(80期)の受注環境は極めて厳しい状況であった。



受注高・売上高*



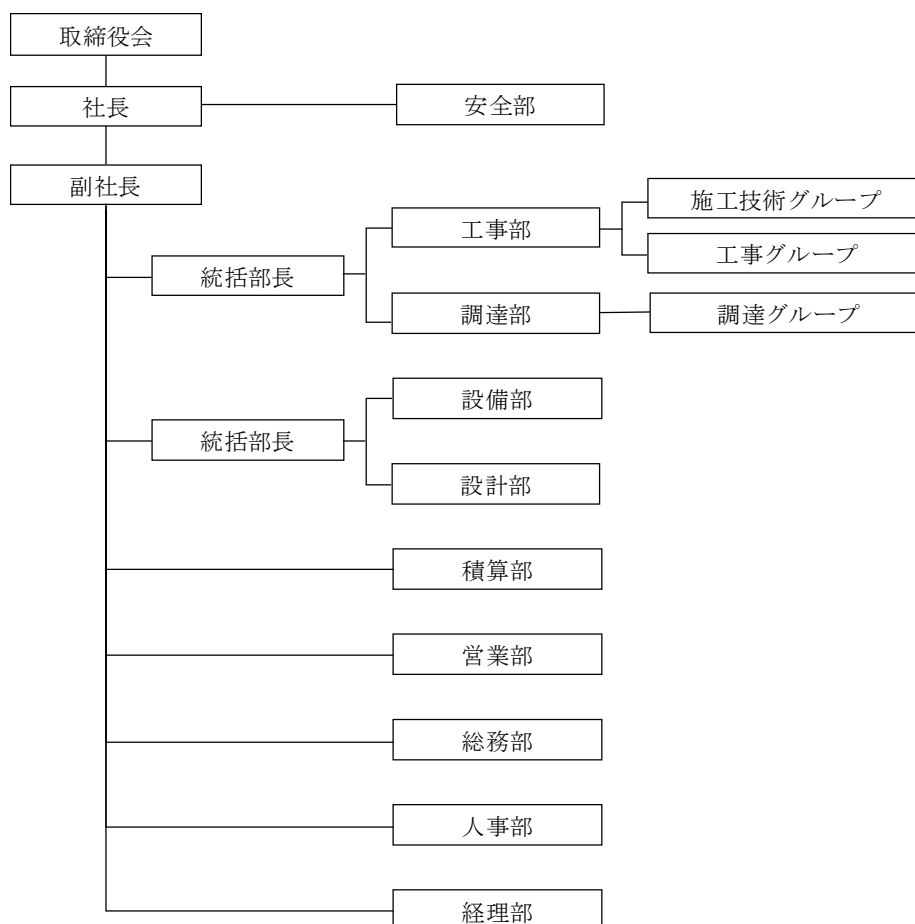
受注利益・売上利益*

*：本原価移動に関する訂正前の数値

(3) 組織

本原価移動が行われていた当時(2021年4月1日時点)のタイナカノの組織は以下のとおりである。

社長、副社長、工事関係の部長等は、当社出向者（日本人）が務めている。なお、取締役6名のうち3名がタイ人であり、その他の取締役は当社出向者（日本人）及び当社海外事業本部長が兼務している。



(4) 受注のプロセス

タイナカノでは、ISO9001 に従った業務フローが存在し、それに基づき受注までの手続が行われている。受注稟議の起案は営業部長が行い、上記の稟議基準に従い決裁者が決裁を行っている。なお、受注稟議に記載する受注金額については、コストサマリー（受注予定金額の原価の内訳を記載したもの）を営業部長が起案し、社長、副社長、営業部長、営業担当、設備部長、積算部長、施工技術グループ長、工事部長、設計部長（設計施工案件に限る）らが確認し、署名をして、決定することが慣例的に行われていた。ただし、案件によっては、必ずしも全員の確認がなくても、社長の確認によって受注金額の決定が行われていた場合もある。

(5) 協力業者に対する発注・支払プロセス

タイナカノにおける協力業者に対する発注及び支払プロセスは以下のとおりである。

【発注プロセス】

- ① 調達部又は現場所長が発注伺い (Request of PO (Purchase Order)) を起案する。
なお、追加工事の場合は、現場所長が起案する場合が大半である。
- ② 発注伺い (Request of PO) に従って、調達部又は現場所長が見積りを協力業者から取得する。
- ③ 発注伺い (Request of PO) 及び見積りに基づき、調達部が協力業者を決定する。
- ④ 協力業者の決定について、各所管部門長が承認する。
- ⑤ 調達部が協力業者に対して発注書 (PO) を発送する。

なお、小額工事 (5 万タイバーツ以下の工事) については、発注書 (PO) を発行せずに現場所長が協力業者に対して発注することが可能である。

【支払プロセス】

- ① 協力業者が業務の進捗に応じて請求書を所長に交付する。
- ② 現場所長が、請求書に記載された業務進捗を確認して内容精査し、支払願い (Recommendation of Payment) を起案し、請求書とともに回付する。
- ③ 支払願い (Recommendation of Payment) について、各所管部門長が承認する。
- ④ ③の承認に基づき、経理部が Voucher を発行し、協力業者に対する支払いを行う。

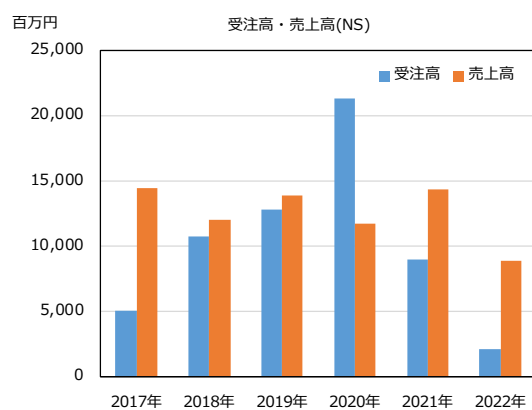
なお、タイナカノにおいては、発注書 (PO) に基づく工事が完了した後、現場所長が発注書 (PO) を発行した協力業者に対する最終の支払金額を査定して、協力業者と合意のうえ、現場所長が支払願い (Recommendation of Payment) に「最終請求 (close)」と記載して協力業者の最後の請求書とともに回付するというルールとなっている。そして、経理部は、発行済みの発注書 (PO) に基づき、各協力業者に対する発注書 (PO) の支払が最終となっているのかを確認するルールとなっている。

6 その他の海外子会社の概要

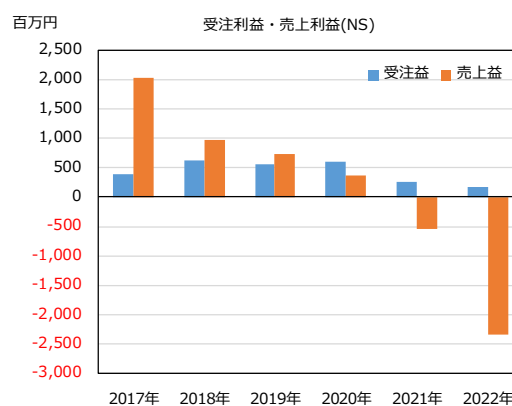
(1) ナカノシンガポール (2022年3月31日時点)

商号	ナカノシンガポール (PTE.) LTD.
本社の所在地	1 Coleman Street, #10-03/04/05 The Adelphi, 179803 Singapore
資本金	1500万シンガポールドル
設立	1975年12月
事業内容	建設事業 (建築・土木) 不動産事業
従業員	日本人5人、ローカルスタッフ128人
株主	当社 (100%)

ナカノシンガポールにおける受注高・売上高及び受注利益・売上利益の推移は以下のとおりである。売上利益が2017年3月期(75期)から減少傾向にあり、2021年3月期(79期)及び2022年3月期(80期)で大幅な原価崩れが発生しており、赤字計上している。



受注高・売上高

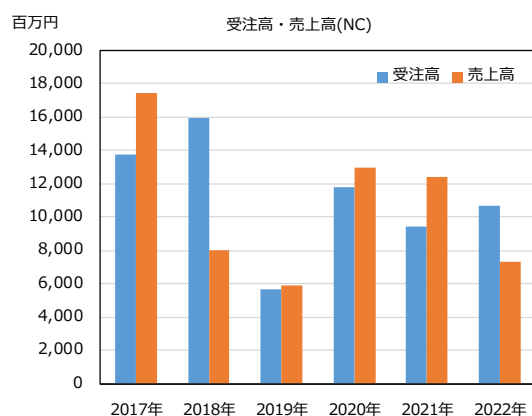


受注利益・売上利益

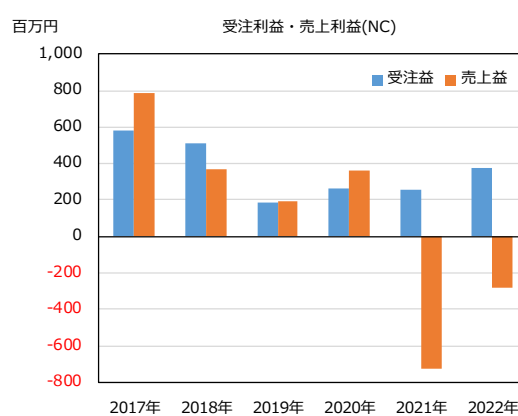
(2) ナカノコンストラクション (2022年3月31日時点)

商号	ナカノコンストラクション SDN.BHD.
本社の所在地	Block B, 15-4-2, Megan Salak Park Jalan 1/125E, Taman Desa Petaling, Kuala Lumpur 57100, Malaysia
資本金	100万マレーシアリングgit
設立	1991年6月
事業内容	建設事業 (建築・土木) 不動産事業
事業所	Kuala Lumpur Office (Kuala Lumpur) Penang Office (Penang) Johor Office (Johor Bahru)
従業員	日本人5人、ローカルスタッフ110人
株主	ナカノシンガポール (100%)

ナカノコンストラクションにおける受注高・売上高及び受注利益・売上利益の推移は以下のとおりである。完工利益が2017年3月期(75期)から減少傾向にあり、2021年3月期(79期)及び2022年3月期(80期)で赤字計上している。



受注高・売上高

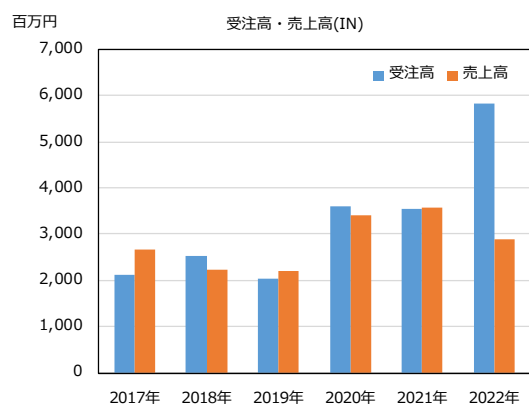


受注利益・売上利益

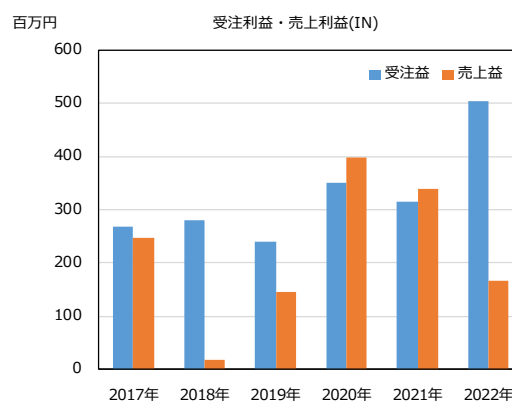
(3) インドナカノ (2022年3月31日時点)

商号	PT. インドナカノ
本社の所在地	Tamara Center 14th Floor Jl. Jend. Sudirman Kav. 24, Jakarta 12920, Indonesia
資本金	27億3000万インドネシアルピア
設立	1985年9月
事業内容	建設事業 (建築・土木) 不動産事業
事業所	Head Office Jakarta Cikarang Office Cikarang Surabaya Office Surabaya
従業員	日本人4人、ローカルスタッフ125人
株主	ナカノシンガポール (100%)

インドナカノにおける受注高・売上高及び受注利益・売上利益の推移は以下のとおりである。



受注高・売上高

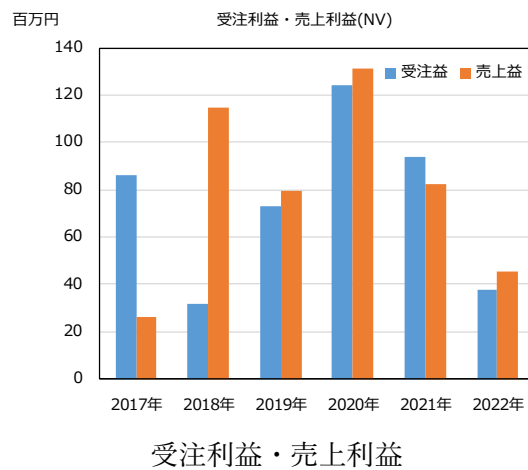
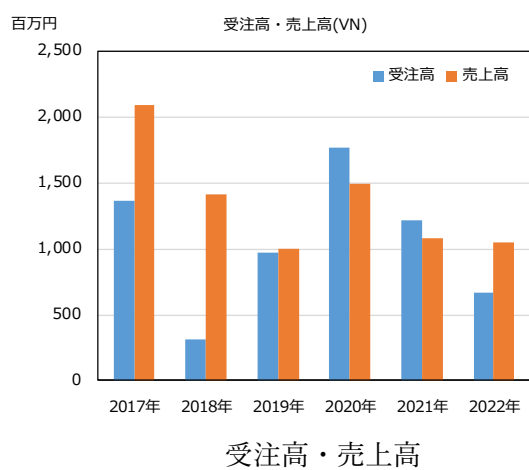


受注利益・売上利益

(4) ナカノベトナム (2022年3月31日時点)

商号	ナカノベトナム CO.,LTD.
本社の所在地	Unit 1411-1412, 14th Floor, Daeha Business Center, 360 Kim Ma Street,Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam
資本金	50 万米ドル
設立	2013 年 2 月
事業内容	建設事業 (建築・土木) 不動産事業
従業員	日本人 2 人、ローカルスタッフ 24 人
株主	ナカノシンガポール (100%)

ナカノベトナムにおける受注高・売上高及び受注利益・売上利益の推移は以下のとおりである。各数値は、2020年3月期(78期)以降減少傾向にある。



第3 本原価移動に関する調査結果

1 事実経過の概要

タイナカノは、現地パートナー企業との合弁会社として、1988年8月に設立され(当社〔ナカノシンガポール〕の出資比率49%)、主にタイに進出している日系企業の倉庫や工場の建築工事を受注して施工してきた。設立以降、日系企業のタイを含む東南アジアへの進出が盛んであったことから、受注件数は安定的に伸びていたが、2017年ころから、日系企業から受注する工事が減少したことにより、外資系企業やローカル企業からの工事を受注することが必要となり、ローカルの建設会社との間で価格競争にさらされるようになった。

他方で、タイナカノは、当社海外事業本部が求める業績目標数値の達成について、プレッシャーに感じていたこともあって、受注高や売上確保のため、兎にも角にも工事を受注することを優先して、利益確保を重視することなく(原価を圧縮する具体的な見込みがないにもかかわらず)、施主の要望を容れて、大幅に積算原価を圧縮したうえで受注するようになった。

2020年3月ころ、過去に実際に原価圧縮が可能かを精査することなく、大幅に原価を圧縮して受注した大型工事(同年3月末完工予定)について、タイナカノ工事部長が副社長(当時)に対し、協力業者の請求どおりに支払いを行えば、当該工事の損益が赤字となる旨報告したところ、副社長は、当該工事の最終赤字を回避するため、協力業者に対する支払いを行わず、別の工事において支払う方針を決定した。そこで、副社長及び工事部長は、当該大型工事の担当であった現場所長X(ローカルスタッフ、2020年10月退職)とともに、大口の協力業者と交渉を行い、一旦当該工事においては工事代金を支払わないことについて了解を得るに至った。また、現場所長Xは、工事部長からの指示に基づき、当該工事におけるその他の協力業者に対する支払いを止めた。

しかるところ、現場所長Xは、工事部長に対し、上記大型工事以外の過去に行っていたその他の担当工事において、既に独自の判断で協力業者に対する未払い発生させていたことを申告するに至った。タイナカノでは、協力業者に対して5万タイバーツ

以上の発注を行う場合には、社内で承認を得た発注書（PO）を発行しなければならないというルールとなっていたが、現場所長 X は、このルールを無視し、工期が厳しいといった理由で5万タイパーツ以上の発注であっても、発注書（PO）を発行せず協力業者に口頭で発注を行い、現場で協力業者から請求書を受領してもこれを手元に留め置いていたため、タイナカノとしては、現場所長から申告があるまで、協力業者に対する発注の事実や未払いの事実を認識していなかった。

同年6月ころには、上記のとおり支払い猶予の了解を得ていた大口の協力業者から、タイナカノの調達グループ長に対し、未払工事代金の支払時期の確認の連絡がなされたことにより、副社長及び工事部長は、早急に当該協力業者に対する支払時期を検討する必要に迫られることになった。

そして、副社長及び工事部長は、現場所長 X が独自に協力業者に対して未払いを発生させていた工事代金や、バリューエンジニアリング、コストダウン（以下「VE/CD」という。）といった努力によっても、最終的に利益を確保することができないとの懸念を抱いていた別の大型工事の協力業者に対する一部の支払についても、別の工事に原価移動するための準備として、調達グループ長に対し、現場所長 X による協力業者への未払いの実態解明その他タイナカノが協力業者に支払うべき金額について、協力業者へのヒアリング等を通じて整理するよう指示した。

また、副社長は、担当役員、工事部長、調達グループ長及び設備部部長に対し、原価移動の了承を得るための協力業者との交渉を進めるよう指示し、施工中の工事、1年内保守点検費用などから可能な範囲で支払い、さらに将来受注する工事における原価に付け替えたうえで支払っていくという案を策定した。そして、副社長は、タイナカノ社長に対し、大型工事等における損益が厳しく、協力業者への支払いを停止する方針を説明し、社長から、当社海外事業本部に報告することなく、上記方針で進めること了解を得た。その後、調達グループ長による未払い金額の整理結果や協力業者との交渉結果を踏まえ、本原価移動は実行された。

なお、原価移動の実行には、移動先となる施工中の現場における現場所長の協力が必要になるところ、タイナカノの現場所長会議等において副社長又は調達グループ長が

原価移動に協力するように要請し、現場所長らはこれに従い、別の工事の工事代金を自らの工事において支払うことに協力した。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり、タイナカノにおいて工事受注件数が減少し、原価を移動することのできる工事がなくなったため、2022年2月ころ、タイナカノ社長が当社海外事業本部に本原価移動を報告したことで本件が発覚した。

2 本原価移動の規模

現場所長が自らの判断で未払いを発生させていた工事を含め、タイナカノは、18件の工事において、一部の業者との間では減額合意を取り付けるなどして、工事代金総額約1億7798万タイバーツを別の工事で支払うことを合意し、合計49件の別の工事においてその全額の支払いを完了した。本原価移動に協力した協力業者の総数は、97社であることが判明した。

なお、タイナカノが各協力業者との間で、個別交渉により工事代金の減額合意を行ったと説明したのに関しては、タイナカノと協力業者との間で作成されたメモが一部存在するものの、口頭での合意によるものがほとんどであったため、当委員会は、本原価移動に関与したとされる協力業者に対して原価移動に関する確認書及び(又は)2022年3月31日における債務残高確認書を送付し、この回答を確認したうえで、タイナカノの債務の金額を確定した。

当委員会が認定した本原価移動の詳細は以下のとおりである。

本原価移動の詳細

単位：タイバツ

原価移動元		原価移動先	
案件名	移動金額	案件名	移動金額
原価移動元工事 1	250,000	原価移動先工事 1	428,011
原価移動元工事 2	855,000	原価移動先工事 2	1,000,000
原価移動元工事 3	80,000	原価移動先工事 3	80,000
原価移動元工事 4	10,000	原価移動先工事 4	983,000
原価移動元工事 5	2,830,000	原価移動先工事 5	328,100
原価移動元工事 6	3,000,000	原価移動先工事 6	25,500
原価移動元工事 7	1,700,000	原価移動先工事 7	300,000
原価移動元工事 8	1,945,000	原価移動先工事 8	1,228,000
原価移動元工事 9	1,164,240	原価移動先工事 9	20,000
原価移動元工事 10	2,000,000	原価移動先工事 10	48,400
原価移動元工事 11	3,249,172	原価移動先工事 11	252,640
原価移動元工事 12	36,283,882	原価移動先工事 12	200,000
原価移動元工事 13	41,781,174	原価移動先工事 13	1,899,962
原価移動元工事 14	24,651,821	原価移動先工事 14	600,000
原価移動元工事 15	8,532,640	原価移動先工事 15	4,850,000
原価移動元工事 16	7,172,797	原価移動先工事 16	3,000,000
原価移動元工事 17	3,097,453	原価移動先工事 17	885,000
原価移動元工事 18	39,377,317	原価移動先工事 18	1,900,000
合計 (18 工事案件)	177,980,496	原価移動先工事 19	13,292,568
		原価移動先工事 20	3,450
		原価移動先工事 21	26,250
		原価移動先工事 22	6,600
		原価移動先工事 23	195,500
		原価移動先工事 24	6,088,188
		原価移動先工事 25	140,830
		原価移動先工事 26	3,000,000
		原価移動先工事 27	1,944,315
		原価移動先工事 28	4,350,000
		原価移動先工事 29	3,342,660
		原価移動先工事 30	6,608,011
		原価移動先工事 31	50,000
		原価移動先工事 32	6,000
		原価移動先工事 33	17,040
		原価移動先工事 34	4,064
		原価移動先工事 35	90,000
		原価移動先工事 36	11,000
		原価移動先工事 37	1,300,001
		原価移動先工事 38	30,978,160
		原価移動先工事 39	161,699
		原価移動先工事 40	13,419,134
		原価移動先工事 41	18,534,128
		原価移動先工事 42	27,715,260
		原価移動先工事 43	6,289,480
		原価移動先工事 44	2,003,568
		原価移動先工事 45	6,774,818
		原価移動先工事 46	11,920,550
		原価移動先工事 47	200,000
		原価移動先工事 48	82,600
		原価移動先工事 49	1,396,010
		合計 (49 工事案件)	177,980,496

3 本原価移動における動機、方法及び関係者の役割

(1) 動機

タイナカノ社長及び副社長は、海外拠点長会議等を通じて、当社海外事業本部が求める業績目標数値について、プレッシャーを感じており、タイナカノがローカルの建設会社との価格競争により案件獲得に苦戦している中で、タイナカノにおいて、受注高や売上確保のため、利益確保を重視することなく、施主から要望されるがままに原価を圧縮して受注した大型案件やその他の損益状況が厳しい工事案件について、最終損益が赤字となる見込みであることを隠蔽したいとの考えがあり、本原価移動を実行したと考えられる。

なお、現場所長 X が、自らが担当する工事において、ルールを逸脱して発注書(PO)を発行せず発注し、協力業者に対する未払いを発生させた動機は、同人に対するヒアリングができなかったため不明であるが、連絡を取ったタイナカノのローカルスタッフによれば、現場所長 X も担当する工事の利益確保についてプレッシャーを感じており、担当する現場の粗利を良く見せるために行ったと話していたとのことであった。

(2) 本原価移動の方法

本原価移動は、タイナカノがある工事において本来支払うべき原価（協力業者に対する工事代金）を、協力業者の応諾を得て当該工事においては支払わず、別の工事における予算から支払うという方法により実行された。

原価移動元となった工事としては、①現場所長 X が独自に未払を発生させていた工事、②受注稟議及び受注の時点では、一定の利益が確保できることを見込んでいたものの、受注後積算落としの発覚や予期せぬ追加費用の発生などにより結果として最終利益の確保が見込めなくなったことから原価移動が行われた工事、③積算段階においては、一定の利益が確保できることを見込んでいたものの、施主の意向に従って、具体的根拠なく大幅な原価圧縮をして受注したことから、受注後の VE/CD によっても受注の前提としていた原価圧縮の実現が不可能であり、受注時点で赤字案件となることがほぼ見込まれていた工事が存在することが確認された。

後述するとおり、③の場合、受注稟議書では最終利益が確保されているとの記載となっていたことから、当社において実質的な赤字受注であることを発見できない状況となっていた。

原価移動先となる工事においては、①工事期間中において予算に余裕がある場合に、当該予算をもって他の工事原価を支払うケースと、②実行予算を作成する段階において、原価移動を受けることを想定して原価を膨らませて実行予算を組むケースが存在する。なお、工事案件の中には、原価移動元と原価移動先の両方の役割を担った工事もある。

原価移動の対象となる金額は、原価移動元の工事における発注金額と同額の場合もあるが、協力業者との個別交渉により、減額された場合も相当数存在した。

原価移動先においては、移動先の工事の原価として支払っているものがほとんどであるが、原価ではなく、移動先の工事における予想工事未払金（竣工引渡し後に発生する可能性がある手直しを行うための費用を物件完成時に予見積もって計上しておくもの。）を取り崩して支払っているものも存在した。なお、移動先の工事の予想工事未払金の金額を超えて支払っているケースは認められなかった。

(3) 本原価移動における関係者とその役割

本原価移動において中心的な役割を果たしたのは、タイナカノ副社長である。副社長は、当初大型工事について損益が赤字になるとの報告を工事部長から受けた際に、赤字を隠蔽するため、原価移動によって対処するとの判断をしており、それがその後の大規模な原価移動に繋がるきっかけとなっている。実際に本原価移動を実行する際には、各工事の損益が赤字とならないよう、原価移動が必要となる工事を選択し、移動先とする工事を決定していた。そして、副社長は、現場所長に原価移動への協力を要請し、当社に原価移動を発覚されないよう、原価移動を前提とした実行予算や報告書等の作成を指示していた。

工事部長は、各工事案件の損益を副社長に報告し、原価移動に関する副社長の指示を調達グループ長や統括部長や現場所長に伝達する役割を果たしていた。

調達グループ長（ローカルスタッフ）は、副社長や工事部長の指示を受けて、原価移動を見込んだ実行予算や原価移動の詳細について素案を作成し、また、副社長が決定した原価移動の内容を各現場所長や依頼先の協力業者に伝達していた。設備部部長は、設備関係の工事の原価移動について、副社長の指示を受けて、協力業者に対し協力を依頼していた。

タイ人の取締役のうち1名は、現場所長の担当した工事案件に関する未払いに関して、協力業者からの未払い金額のヒアリング、その結果を踏まえた原価移動に関する協議に参加した。その他の原価移動については、認識していたと認められるものの、原価移動を止めるような行為にはでていない。

施工技術グループ長、工事グループ総括所長及び各現場所長は、自ら担当する工事において、副社長が決定した原価移動の方針について説明を受け、これに協力したが、原価移動の詳細決定について関与していない。

タイナカノ社長は、副社長から、現場所長の担当工事案件や赤字受注した大型工事案件の状況について報告・相談を受けたうえで、原価移動による方法によって対処するという方針自体は了承していたが、本原価移動の詳細について把握しようとしておらず、本原価移動の詳細については把握していなかったと思われる。

第4 類似事案に関する調査結果

当委員会は、「第1」「4」で記載した調査により、当社及び海外連結子会社における本原価移動以外の類似事案（当社が把握していないもの）の存否について検討したが、以下に述べるものを除き、類似案件の存在を裏付ける具体的事情は検出されなかった。

1 国内工事

(1) 工事Aにかかる原価移動

ア 概要

2021年6月1日から同年8月31日において施工した工事Aで仮設足場に関する積算落としがあり、当該工事の協力業者に対する支払原資が不足したため、2021年7月に、別工事である工事Bにおける予算から内装工事費用として当該協力業者に25万円を支払ったというもの。

イ 検討

従業員（担当者）からの確認書での申告により発覚したものである。当委員会は、担当者に対して追加のヒアリングを実施し、上記案件の関係資料を確認したが、担当者単独の判断で実施され、1回限りの事象であることが確認された。しかも、当該原価処理は、決算期をまたぐものではない。そこで、当委員会としては、金額が僅少であることも踏まえ、該当年度の決算書類の修正までは不要と考えた。

(2) 協力会社Cに対する労務宿舍の提供

ア 概要

東日本大震災発生後、当社は、東北地方において多くの震災復旧工事を受注したが、震災の影響により東北地方で十分な人工を確保できなかった。そこで、協力業者C（本社：東京都）からの協力を求めざるを得ない状況となったため、東北支社副支社長（当時）の指示で、2012年に、協力業者Cのために労務宿舍を建設し、当該建設費用等を負担することにしたが、当該費用等合計3220万円（税抜）を、協力業者Cが関与した工事の発注金額を増額して工事代金に上乗せして、また、関与していない工事において、架空発注を行うことにより支払ったというもの。

イ 検討

当時の東北支社の工事部長の確認書調査における申告により発覚したものである。当委員会は、元工事部長、元副支社長及び協力業者Cに対して追加のヒアリングを実施し、上記案件の関係資料を確認した。なお、当該労務宿舍は、既に2021年ころ協力業者Cにより解体撤去されている。

当社としては、上記目的を達成するためには、協力業者 C に対して労務宿舍の建設費用等を貸し付けるか、当社の負担で労務宿舍を建設し、協力業者 C に賃貸すべきであったと考えられ、上記処理は、不適切な会計処理であったことは明らかであるが、当委員会としては、上記のあるべき会計処理が行われていたとしても過年度各期に与える損益の影響は軽微であると考え、過年度の決算書類の修正までは不要と考えた。

(3) 東京本店における原価移動等

ア 概要

2007 年から 2011 年ころ、東京本店調達部長（当時）が、予算が厳しい工事現場の原価を他の工事現場の予算から支払うよう部下に対して指示をしていたというもの。また、2006 年から 2008 年ころ、東京本店長（当時）の指示で、受注取消し時期をずらしたことがあるというもの。

イ 検討

いずれも、従業員に対する確認書調査において申告があったものである。前者については、申告者に対する追加ヒアリングでは、原価移動の対象となった業者として協力業者 D の名称が挙げられたところ、国内の協力業者に対する確認書調査において、同社は、過去に原価移動を求められたことがあるかという質問に対して、国内業者として唯一原価移動を求められたことを肯定する回答をしたことから（ただし、10 年以上前のことであり、具体的な物件等は覚えていないということであった。）、かかる事象は存在したものと考えられる。また、後者については、申告者が工事名等を覚えておらず、具体的な特定に至らなかった。

これらについては、経営層による関与や反復継続して行われていたことが疑われるといった事情はなく、かつ、10 年以上前の工事で特定もできないため、当委員会として、上記以上の調査は行っていない。

2 海外工事

(1) タイナカノにおける独自の運用

ア 概要

本調査により、タイナカノの経理部は、受注金額が一定金額以下の工事（当社では諸工事と呼んでおり、以下「諸工事」という。）に関して、現場所長から提出される支払願い（Recommendation of Payment）に基づき協力業者に対して支払った工事代金の累計額が発行済みの発注書（PO）に基づく発注金額に達した場合には、追加の支払が発生する可能性を現場所長に確認することなく、工事案件毎の支払勘定（以下「工事アカウント」という。）をクローズし、その後は当該工事において協力業者に対して新たな発注書（PO）を発行することができないという運用が行われていたことが判明した。そのため、経理部が工事アカウントをクローズした時点で、発注書（PO）が発行されていない追加工事が存在した場合には、本来支払うべき工事の費用としてではなく、別の工事の工事代金として支払わざるを得なかったということが判明した。

イ 検討

タイナカノにおいて、上記運用のために原価移動が行われたとしたとしても、諸工事で、工事アカウントクローズ時に発注書（PO）が発行されていなかったというケースに限られるため、金額は僅少で件数も多くはないと考えられ、また、本調査によっても、上記運用による具体的な原価移動を特定することはできなかったため、当委員会として、上記以上の調査は行っていない。

なお、上記運用は、タイナカノ独自のものであって、他の海外連結子会社においては、かかる運用はなされていない。

第5 調査結果に基づく不適切な会計処理の内容

1 当社連結売上高に占めるタイナカノの売上高の割合

当社及びタイナカノの2017年3月期から2021年3月期までの主な決算数値は以下のとおりである（いずれも本原価移動に関する修正前の数値である）。なお、2022年3月期については、決算数値が確定前のため記載していない。

(1) タイナカノ

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	5,543	5,443	7,572	8,732	6,425
売上原価	5,263	5,078	7,072	8,238	6,152
売上総利益	280	365	500	494	272
経常利益	92	133	264	258	△ 54
当期純利益	67	△ 39	163	202	△ 49
純資産	2,309	2,369	2,597	2,678	2,787
総資産	3,606	4,009	4,597	5,268	3,905

【注】 なお、タイナカノの決算書はタイパーツで作成されているため、円換算している。

(2) 当社連結財務諸表

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	116,803	104,456	117,153	116,978	116,046
売上原価	105,673	95,023	106,335	107,277	108,708
売上総利益	11,130	9,433	10,818	9,701	7,339
経常利益	6,233	4,579	5,955	4,395	1,818
親会社株主に帰属する当期純利益	5,544	3,947	3,990	2,933	369
純資産	26,456	30,742	34,353	35,532	37,318
総資産	77,984	84,554	84,450	81,350	84,468

当社の連結売上高及び売上総利益に占めるタイナカノの割合は、上記の期間において概ね 5%前後であり、本原価移動は、当社の連結売上高及び連結売上総利益に対して大きな影響を及ぼすものではないと考えられる。

2 タイナカノにおける不適切な会計処理の内容

(1) 不適切な会計処理に係る調査項目

「第3」「3」に記載のとおり、本調査により、タイナカノがある工事案件において本来支払うべき原価（協力業者に対する工事代金）を、協力業者の応諾を得て本来支払うべき工事案件においては支払わず、別の工事案件の予算から支払うという方法により原価移動が実行されていたことが判明した。

① 工事原価の移動に伴う原価と収益の歪みの修正

本原価移動において、別の工事案件に移動された原価の内容は、外構工事、屋根工事、レンタル費用など多岐の項目に亘っていた。

これらの費用は、本来、それらの各種工事が実際に行われた会計期間（四半期）において計上されるべきところ、原価移動されたことで、結果として原価移動元の工事案件の工事原価は少なく計上され、工事利益が過大になっている。すなわち、原価移動元の工事原価として認識されるべきものが認識されていないという意味で簿外債務が生じていたといえる。

移動の対象となった原価は、協力業者が発行した請求書を現場所長 X がタイナカノに提出することなく手元に留め置いたケースと、タイナカノが協力業者と交渉して原価移動元の工事案件に関する請求書は発行されず、原価移動先の原価として架空の請求書が発行されて支払われたケースの2つがあるが、タイナカノの経理処理としてはいずれも原価移動元の工事原価としては認識されていない。

一方、原価移動先の工事案件においては、本来、当該案件には関係のない原価移動元の原価（簿外債務）が様々な名目で支払われており、結果としてその分だけ、工事原価が過大となり工事利益が過少となっている。

そのため、あるべき会計処理に戻すため、本原価移動について移動元の工事案件において実際に行われた工事や作業の時期について工程表等から認識し、発生していたと思われる会計期間（四半期）に計上するとともに、移動先の工事案件においては、本来計上されるべきではない原価が発生したのものとして会計処理されていることから、計上された会計期間（四半期）から当該原価について除外処理を行い、それぞれ発生原価の歪みの修正処理を行うこととした。

② 調査方法

具体的な調査方法は、別紙 3-1 に記載したとおりである。

(2) 不適切な会計処理の具体的内容

タイナカノにおける工事原価に関する会計処理は以下のとおりである。なお、A工事案件の原価 1,000（税抜、タイの付加価値税率は 7%）について協力業者に対して B 工事案件への原価移動を要請し、交渉の結果 900（税抜）で合意して原価移動を行ったケースを想定する。

① 本来なされるべき会計処理

通常の場合、工事原価が発生する時点においては以下のような会計処理がなされる。

(イ) 請求書到着時

借方		貸方	
未成工事支出金(A 工事)	1000	工事未払金	1070
仮払消費税	70		

(ロ) 代金支払時

借方		貸方	
工事未払金	1070	現預金	1070

(ハ) 四半期毎に工事進捗認識

借方		貸方	
工事原価 (A 工事)	1000	未成工事支出金 (A 工事)	1000

② タイナカノが行っていた会計仕訳

(イ) 請求書到着時

借方		貸方	
未成工事支出金(B工事)	900	工事未払金	963
仮払消費税	63		

(ロ) 代金支払時

借方		貸方	
工事未払金	963	現預金	963

(ハ) 四半期毎に工事進捗認識

借方		貸方	
工事原価 (B工事)	900	未成工事支出金 (B工事)	900

③ 原価移動元の工事案件の工事原価の修正

本原価移動により原価移動先の工事案件に付け替えられた工事原価については、本来、上記①のように、原価移動元の工事原価として認識される必要がある。その際、上記②の最終的に協力業者と合意された金額（上記ケースでは900）を原価として認識することとした。

また、原価移動元の工事案件の工事原価として認識される際にいかなる会計期間（四半期）の工事原価とされるべきかについては、工程表と協力業者の業種から判断した。なお、追加工事、1年内保守点検費用、工期を通じて発生している項目など、完工時点で精算されたと判断できる原価については完工時期が属する会計期間（四半期）において、原価計上することとした。

今回の修正において、各期に増額されるべき完成工事原価は以下の通りである。

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
10	169	295	137

【注】なお、タイナカノでの修正はタイバーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期中平均レートを用いて換算している。

④ 原価移動先の工事案件の工事原価の修正

本原価移動に伴い原価移動元の工事案件から付け替えられた工事原価（原価移動元における簿外債務）を協力業者に対して支払う際には、協力業者に原価移動先の工事案件の本来の工事原価に原価移動元の工事案件の工事原価を上乗せした架空の請求書を発行させていた。その際、上乗せされた原価移動元の工事案件の工事原価の金額は、協力業者との交渉後の減額された金額に基づいていた。

上記のとおり、本来であれば、原価移動元の工事において①のような会計処理がなされるべきところ、実際には原価移動先の工事において②の会計処理がなされていたこととなる。

そのため、原価移動先の工事案件で認識されていた工事原価総額から原価移動元の工事案件から付け替えられた金額だけ控除し、原価移動元の工事案件の工事原価として認識することとした。

なお、前述のとおり、原価移動先の工事案件においては、その工事原価として支払っているものがほとんどであるが、なかには原価としてではなく、予想工事未払金を取り崩して支払っているものも存在した。なお、移動先の工事案件で引当計上されている予想工事未払金の金額を超えて支払っているケースは認められなかった。

また、2021年3月期の移動先の工事原価のうち、4百万円については、完成工事原価ではなく、タイナカノが所有していた建物の解体費用（特別損失処理）の原価として支払われていた。

今回の修正において、各期の完成工事原価（及び特別損失）から減額されるべき金額は以下のとおりである。

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
▲ 25	▲ 282（うち、4は特別損失から減額）	▲ 302

【注】なお、タイナカノでの修正はタイパーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期中平均レートを用いて換算している。

なお、上記の原価移動の影響を受けて、工事未払金についても以下の金額の修正が必要となる。

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
工事未払金	修正前	1,849	2,455	977	—
	修正後	1,860	2,602	1,147	974
	差額	11	147	169	—

【注1】タイナカノでの修正はタイパーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期末日レートを用いて換算している。

【注2】2022年3月期については本原価移動が決算前に発覚したことから、修正前の金額が把握できないため、修正後の数値のみを記載している。

⑤ 工事進行基準の進捗率に本原価移動が及ぼす影響について

タイナカノは、収益の計上基準として「工事進行基準」を適用しており、工事進行基準の具体的な適用における進捗率の見積りにおいては、「原価比例法」によっている。そして、タイナカノでは、工事の進捗率の確認を四半期毎に行っており、四半期及び事業年度の末日までに到着した請求書を確認し、四半期及び事業年度末日時点の工事出来高を査定して進捗率を確認している。

上記のとおり、本原価移動によって各工事の原価は歪められており、その結果、工事の進捗率の見積りが適正に行われていないため、工事の進捗率について本原価移動の影響を排除する必要がある。

すなわち、原価移動元の工事案件については、当初の実行予算ベースでの工事原価見積額に、付け替えた原価額を増額して工事原価総額とし、原価移動先の工事案件については、工事原価総額から簿外債務の支払分を減額した。

その結果、原価移動元の工事案件の進捗率は原価移動先から原価を戻すことから上昇し、原価移動先の工事案件の進捗率は下落することとなる。

上記の進捗率の見直しに伴う、各期の売上高の修正額は以下のとおりである。

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	修正前	7,571	8,732	6,424	—
	修正後	7,571	8,592	6,372	4,426
	差額	0	▲ 139	▲ 52	—

【注1】 タイナカノでの修正はタイパーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期中平均レートを用いて換算している。

【注2】 2022年3月期については本原価移動が決算前に発覚したことから、修正前の金額が把握できないため、修正後の数値のみを記載している。

このように本原価移動に伴い修正した売上高に対応して、その相手勘定である、完成工事未収入金（流動資産）と未成工事受入金（流動負債）の残高はそれぞれ以下のように修正されることになる。

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
完成工事未収入金	修正前	1,704	2,797	1,380	—
	修正後	1,704	2,665	1,166	1,203
	差額	0	▲ 132	▲ 214	—
未成工事受入金	修正前	7	17	26	—
	修正後	7	17	6	45
	差額	—	—	▲ 19	—

【注1】 タイナカノでの修正はタイパーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期末日レートを用いて換算している。

【注2】 2022年3月期については本原価移動が決算前に発覚したことから、修正前の金額が把握できないため、修正後の数値のみを記載している。

⑥ 工事損失引当金の修正

タイナカノは、受注工事に係る将来の損失に備えるため、各事業年度の継続工事案件のうち重要な損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事案件について損失見込額を計上している。

本原価移動に関して、付け替えられた工事原価を原価移動元の工事案件の当初の実行予算に加算して、改めて工事損失引当金の計上の要否について検討した。一方、原価移動先の工事案件は、見込利益に余裕があったため原価の付替えがなされていたものであり、工事損失引当金の計上の要否の検討に際して、この簿外債務返済分を控除した。

このように、工事損失引当金の計上の要否について再検討を行ったところ、売上原価を構成する工事損失引当金繰入額は以下のように修正されることになる(なお、繰入額の▲は工事損失引当金戻入額である)。

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
工事損失引当金繰入額	修正前	0	0	—
	修正後	30	▲ 1	14
	差額	30	▲ 1	—

【注1】 タイナカノでの修正はタイパーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期中平均レートを用いて換算している。

【注2】 2022年3月期については本原価移動が決算前に発覚したことから、修正前の金額が把握できないため、修正後の数値のみを記載している。

【注3】 本来であれば本原価移動に係る部分は原価移動の修正により繰入額は該当期間を通して0になるはずだが、2022年3月期は、後述する本原価移動とは別の大型工事での工事原価増額に伴い、新たに工事損失引当金繰入額が計上されている。

また、貸借対照表上、工事損失引当金（流動負債）は以下のように修正されることになる。

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
工事損失引当金	修正前	0	0	—
	修正後	29	29	46
	差額	29	29	—

【注1】 タイナカノでの修正はタイパーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期末日レートを用いて換算している。

【注2】 2022年3月期については本原価移動が決算前に発覚したことから、修正前の金額が把握できないため、修正後の数値のみを記載している。

【注3】 本来であれば本原価移動に係る部分は原価移動の修正により残高は0になるはずだが、2022年3月期は、後述する本原価移動とは別の大型工事での工事原価増額に伴い、新たに工事損失引当金が計上されている。

3 不適切な会計処理の訂正に伴う年度別の数値的影響

以上の結果、本原価移動に関する修正において、以下の勘定科目がそれぞれ修正される。

損益計算書

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	修正前	7,571	8,732	6,424	—
	修正後	7,571	8,592	6,372	4,426
	差額	0	▲ 139	▲ 52	—
完成工事原価	修正前	7,071	8,237	6,152	—
	修正後	7,082	8,412	6,168	4,444
	差額	10	174	16	—
売上総利益	修正前	500	494	272	—
	修正後	489	180	203	▲ 17
	差額	▲ 10	▲ 314	▲ 68	—
工事損失引当金繰入額	修正前	—	0	0	—
	修正後	—	30	▲ 1	14
	差額	—	30	▲ 1	—
税引前当期純利益	修正前	263	257	▲ 69	—
	修正後	252	▲ 56	▲ 133	▲ 277
	差額	▲ 10	▲ 314	▲ 63	—

【注1】 タイナカノでの修正はタイパーツで行われており、円換算する際には、各会計期間で採用していた期中平均レートを用いて換算している。

【注2】 2022年3月期については本原価移動が決算前に発覚したことから、修正前の金額が把握できないため、修正後の数値のみを記載している。

【注3】本原価移動に伴う売上総利益への影響は、上表のとおり、2019年3月期は10百万円、2020年3月期は314百万円、2021年3月期は68百万円の減額となり3期通算で392百万円の減額となった。一方で、2022年3月期以降の売上総利益は、当該減額分に相当する金額が増額することとなるが、2022年3月期は本原価移動に係る工事とは別の大型工事で工事原価の増額が生じたため、同期の売上総利益は▲17百万円となった。

貸借対照表

【単位：百万円 百万円未満は切捨て】

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
完成工事未収入金	修正前	1,704	2,797	1,380	—
	修正後	1,704	2,665	1,166	1,203
	差額	0	▲ 132	▲ 214	—
工事未払金	修正前	1,849	2,455	977	—
	修正後	1,860	2,602	1,147	974
	差額	11	147	169	—
未成工事受入金	修正前	7	17	26	—
	修正後	7	17	6	45
	差額	—	—	▲ 19	—
工事損失引当金	修正前	—	0	0	—
	修正後	—	29	29	46
	差額	—	29	29	—

【注：上記の各数値については、会計監査手続きが完了したものではない。】

また、本原価移動に関する過年度業績への影響については別紙6に記載する。

第6 原因分析

前記のとおり、本調査の結果、タイナカノにおける本原価移動は、根拠のない原価圧縮を行って受注した大型工事の最終損益が赤字となることを隠蔽するために、また、現場所長 X が、単独の判断で協力業者に対する支払いを停止していたことに対処するために、タイナカノの経営層が関与して組織的かつ大規模に実行されたものである。このようなタイナカノの経営層の指示により本原価移動が実施され、また、当社においてこれを発見して阻止することができなかった原因としては、概ね以下のような事項が考えられる。

1 タイナカノの競争状況と業績目標達成へのプレッシャー

前述のとおり、タイナカノにおいては、2017 年ころから、日系企業から受注する工事が減少し、外資系企業やローカル企業から工事を受注するため、ローカルの建設会社との間で価格競争にさらされるようになった。

そして、タイナカノは、海外事業本部から求められる業績目標についてプレッシャーを感じていたこともあって、受注高や売上確保のため、兎にも角にも工事を受注することを優先して、利益確保を重視することなく（VE/CD できる見込みがないにもかかわらず）、施主の要望を容れて、根拠のない大幅な原価圧縮を行ったうえで受注するようになった。特に、タイナカノ社長は、受注が減少傾向にある中で、タイナカノ社長経験者であった海外事業本部長から失注が続いたことを強く指摘されていたこともあって、受注を獲得することに大きなプレッシャーを感じていたと考えられる。タイナカノにおいて、このような損益を精査しない受注を行わざるを得なかったことが、大規模な原価移動が実行されるに至った一つの要因であったといえる。

2 コンプライアンス意識の鈍麻

タイナカノにおいて、組織的にかつ継続的に本原価移動が行われた要因としては、社長をはじめ、副社長、工事部長などの日本人出向者及びローカルスタッフのコンプライアンス意識の鈍麻も挙げられる。

タイナカノ社長は、少なくとも、大型工事案件等の損益が厳しいため、赤字が発生しないよう支払いの先延ばしをすることを副社長から報告を受けたにもかかわらず、当社に報告することなく、これを黙認していたものであり、他の日本人出向者及び多くのローカルスタッフは、タイナカノ副社長の指示であったため、原価移動は不正であることは認識していたものの、従わざるを得なかったと説明した。また、ローカルスタッフの中には原価移動は不正であるとの認識を有していない者も存在した。なお、当社は、過去に、大阪支社、東京本店リノベーション工事部、東北支社北海道支店において、本件と類似の不適切な会計処理が発覚した際に、関係者に対して厳正な懲戒処分を行っており、その都度、当社社長名で、コンプライアンスの基本原則を再認識し、厳に適正な会計処理を徹底することを求める文書を発出しており、当社全従業員に対して、コンプライアンス・マニュアルを配布し、不正、不適切な会計処理を行わないよう研修を行っていたが、結果として、タイナカノに出向した者のコンプライアンス意識を高めることにはつながっていなかったと言わざるを得ない。なお、これらの文書は、海外連結子会社のローカルスタッフにはそもそも伝達されておらず、コンプライアンス・マニュアルは、海外連結子会社のローカルスタッフには配布されていなかった。

また、タイナカノにおいては、上記のとおり、諸工事について、協力会社に対して支払った工事代金の累計額が発行済みの発注書（PO）に基づく発注金額に達した場合には、追加の支払いが発生する可能性を現場所長に確認することなく、工事アカウントをクローズし、その後は当該工事において協力業者に対して新たな発注書を発行することができないという独自の運用がなされていた。したがって、諸工事の工事アカウントがクローズされた時点で、発注書が発行されていない追加工事があった場合には、本来支払うべき工事の費用としてではなく、別の工事の工事代金として支払わ

ざるを得ないといった事態が発生していたようであり、そもそも、原価管理の認識が甘い点があったことは否定できない。

このように、タイナカノの組織全体において、原価管理に関するルールに関するコンプライアンス意識が鈍麻していたと言わざるを得ない。

3 内部統制上の問題

上記のとおり、本原価移動は、タイナカノにおける大型工事等の損益が赤字となることを当社に隠蔽するために、継続的に実行されていたが、そもそも、タイナカノにおいて、大型工事を受注する際に、実際には損益が赤字となる可能性が高いにもかかわらず、受注稟議書において、根拠が十分でない原価圧縮によって所定の利益を見かけ上確保した受注予定金額を記載していたが、これらの原価圧縮の裏付けとなる VE/CD の具体的根拠を当社海外事業本部等が確認する仕組みが存在しなかったことがその要因として挙げられる。

すなわち、当社の海外工事受注稟議基準によれば、タイナカノが受注する一定の規模の工事については、受注稟議書に基づき、当社取締役会又は当社海外事業本部長において事前のチェックを行っていたといえる。しかしながら、決裁のための稟議書においては、受注金額、利益額及び利益率は記載されていたものの、受注金額の内訳や原価圧縮の裏付けとなる VE/CD の見込み等の情報は含まれておらず、また、後日、実際の受注金額が報告された際にも、受注金額と利益額（利益率）のみの報告を受けていたため、当社は、当該工事において利益額（利益率）が実際に確保できる見込みがあるのか否かを具体的にチェックすることが出来ていなかった。

以上のとおり、当社は、受注稟議の段階で、タイナカノが示す VE/CD の見込みについて精査を行っていなかったため、タイナカノにおいて、工事の採算を後回しにして受注を最優先とすることが可能となっていたといえる。

また、本原価移動の対象となった工事原価には、現場所長 X が発注書（PO）を発行することなく口頭で協力業者に対して発注を行ったうえで、これらの協力業者に対する支払いを停止していたものがある。タイナカノにおいては、既に述べたとおり、

協力業者に対してある金額以上の発注を行う場合には、社内で承認を得た発注書(PO)を発行するルールとなっていたが、現場所長 X が、工期が厳しいといった理由で当該ルールを無視していたため、タイナカノが協力業者に対する発注や未払いの存在を認識できていなかった。実際、現場所長 X が協力業者から現場で受領した請求書がタイナカノの経理部等に提出されることなく現場所長 X の元で留め置かれたことから、タイナカノは協力業者に対する未払いの存在を認識できず、現場所長限りで協力業者に対する未払いの状況を作成することができたことから、結果として本原価移動に繋がったと考えられる。

4 海外連結子会社に対する監査の問題

当社コンプライアンス部は、期初に全拠点を対象とした監査計画を策定し、その中で各拠点の状況等を踏まえた監査対象工事、監査方法（往査又は書面監査）、監査内容を決定し、期中に当該監査計画に従った監査を実施している。具体的には、監査実施前に、各拠点に対して資料開示又は準備依頼を行い、監査計画で定められた各項目について確認を行い、疑問点等があれば各拠点との質疑や追加資料の開示依頼を行う。なお、往査の場合は、実際に施工中の工事現場においても確認を行う。

もっとも、現状の監査計画においては、あくまで拠点が作成・準備する資料を前提に監査対象工事について確認を行うため、拠点が組織的に原価移動を企図して、証憑書類等の作り込みを行った場合には、原価移動の事実の発見が困難となるという問題点がある。また、開示資料について質疑を行うのは、主として当社から拠点に出向している日本人スタッフであり、言語の問題もあって、英語が話せる一部のローカルスタッフを除き、ローカルスタッフとの間でやり取りは行われず。加えて、協力業者に対する債務残高確認を実施することも監査計画には含まれていない。

当社コンプライアンス部は、タイナカノに対して、上記の手順に従った監査を行っており、本原価移動の対象となった工事も監査対象工事になったこともあるものの、これまで述べたとおり、本原価移動はタイナカノが組織的に実行し、証憑書類等も周到に準備されていたことから、内部監査によって発見されるには至らなかった（ただ

し、直近数年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により往査は実施されていない。)

また、会計監査人においても、ナカノシンガポールを除き、タイナカノを含む海外連結子会社に関しては、往査や協力業者に対する債務残高確認を行っていなかった。

本原価移動は、タイナカノが組織的にかつ協力業者の協力を得て実行していたことから、内部監査や会計監査人の監査による発覚は困難であったという事情は否めないが、抜き打ちの監査や、協力業者に対する債務残高確認等が実施されていれば、タイナカノ経営陣にとっての心理的抑制となった可能性は否定できない。

5 海外連結子会社への内部通報制度の不活用

当社は、2007年から内部通報制度を整備し、コンプライアンス部を社内受付窓口とし、社外の法律事務所を外部受付窓口としてきた。過去には、本件と類似の原価付替えに関する通報がなされるなど、一定の成果を挙げていたといえる。しかしながら、タイナカノにおける本原価移動においては、多くの従業員が関与したにもかかわらず、誰一人として内部通報制度を利用しなかった。当社のコンプライアンス規程上、海外連結子会社の役職員は明確には内部通報の対象者にはなっておらず(ただし、当社のコンプライアンス体制図には、海外連結子会社も内部通報制度の対象となっているようにも読める記載がある。)、海外連結子会社のローカルスタッフには内部通報制度の存在すら周知されていなかった。

なお、本件では、当社ホームページのお問い合わせフォームで送信する方法により、2020年から2021年にかけて、タイナカノにおいて問題が生じている旨を伝えるメールが匿名で複数送られてきたが、当社総務部は、これをコンプライアンス部ではなく、海外事業本部に報告し、海外事業本部からタイナカノに問い合わせを行った。そして、タイナカノ社長が関係者にヒアリングの上、私怨による根拠のない通報であるとの結論となり、これ以上の調査は行われなかったという事情が存する。いずれにせよ、内部通報制度の周知不足、タイナカノのローカルスタッフを通報できる者に含めていなかったことが、本原価移動の発覚が遅れた原因の一つであると考えられる。

第7 再発防止策

前記のとおり、本調査の結果、タイナカノにおける本原価移動は、大型工事案件等で生じた赤字を隠蔽するために、現場所長が単独の判断で協力業者に対する支払いを停止していたものを含め、大規模かつ組織的に開始され、証憑書類や稟議書類等の作り込みが行われた結果、当社の事前稟議による確認やコンプライアンス部の内部監査によっても発覚できなかったことが判明している。

再発防止策を検討するにあたっては、本原価移動が行われた原因及びその背景事情を紐解き、それらを解決、解消するために何が必要かという視点に立つ必要がある。また、本原価移動が、一拠点において組織的に行われたことに鑑みると、このような原価移動が起こらないよう、多面的、重畳的な施策を行う必要があると思料される。このような観点から、以下、当委員会として、具体的な再発防止策を提言する。

1 風通しの良い組織風土の構築

本原価移動は、タイナカノが工事受注における価格競争にさらされる中で、当社海外事業本部から求められる業績目標の達成へのプレッシャーを感じ、兎にも角にも受注することを最優先にして、根拠が乏しい原価削減目標を設定することで工事を受注した結果、不可避的に発生することになった赤字を隠蔽するために行われたものである。本来、適切な根拠に基づき原価を圧縮することで利益を確保していくことが想定されているが、タイナカノは、赤字受注となれば、当社稟議が通らない可能性が高いため、書類上は赤字受注とならないように、根拠がない又は信頼性の低い原価圧縮案でも安易に受け入れてしまう状況があったと考えられる。

また、ローカルの建設会社との間で厳しい価格競争にさらされていたこと、施主からの受注金額の引下げ圧力を受けていたこと等の現況について、タイナカノが早い段階で当社海外事業本部に対して適切に報告や相談をし、海外事業本部がこれに対して適切な方策を指導していれば、無謀な赤字受注を避けることができ、結果として本原

価移動がここまで大規模なものに至らなかったという可能性も否定できない。さらに、社長と副社長との間で十分な意思疎通を行えなかったことも事態を長期化させた要因の一つと考えられる。本件では、タイナカノにおいて、新型コロナウイルス感染症等の影響もあって、受注工事が減少し、原価付替え先の工事がなくなって原価移動が不可能となったという消極的な理由によって、当社海外事業本部への報告がなされたものであるが、このようなタイナカノと当社海外事業本部の関係についても改善すべき点があるように思われる。

以上のとおり、タイナカノ内及びタイナカノと当社海外事業本部の関係において、自由闊達な議論や躊躇のない報告等ができる風通しの良い組織風土を醸成することが必要である。そのためには、管理者側（タイナカノ経営層、当社海外事業本部の構成員）が特にその意識を強く持つことが肝要であるが、同時にすべての海外連結子会社が本社・国内拠点と同レベルのコミュニケーションの良さを保持できるように、日頃から国内・海外拠点一体となった全社横断的な企業風土づくりの取組みを一層推し進めていく必要がある。

2 コンプライアンス意識の醸成

既に述べたとおり、タイナカノにおいてはローカルスタッフのみならず、社長をはじめ、副社長、工事部長などの日本人出向者を含めたメンバーにおいて、原価管理に関するルールについて、コンプライアンス意識が鈍麻していた。

当社においては、不正、不適切な会計処理を禁止する内容を含むコンプライアンス・マニュアルを定期的に改訂し、その都度、従業員に配布していたが、タイナカノを含む海外連結子会社においては、少数の日本人出向者が経営を担い、当社のように多方面からの監視・監督が及ばないことから、海外連結子会社へ出向する予定の日本人出向者に対して、集中的な研修プログラムを用意し、率先して海外連結子会社におけるコンプライアンス意識を醸成していくべき立場にあることを自覚させることが有益であると考えられる。また、これまでタイナカノ含め海外連結子会社のローカルスタッフに対しても、コンプライアンスに対する研修が不十分であった点は否めない。日

本人出向者を通じて必要な研修を行ったり、コンプライアンス・マニュアルの重要な箇所や社長メッセージなど全社的に発信するコンプライアンスに関する文書などは適宜英訳や現地の言語に翻訳を行い、ローカルスタッフが理解できるようにしたりするなど、日頃からローカルスタッフのコンプライアンス意識を高める工夫が必要と考えられる。

加えて、原価移動に限るものではないが、当社における過去の懲戒事例を当社及び海外連結子会社の従業員に共有すること、毎年一度、時期を合わせてグループ会社を含め一斉にコンプライアンス教育を実施する“月間（又は日）”を設けること、さらには海外拠点との会議の際にコンプライアンス関連の議題を定例的に取り入れることなども、当社としてコンプライアンス違反を断固として許さないという姿勢を明確にすることができ、従業員のコンプライアンス意識を向上させることに繋がるものと思われる。

3 原価移動の原因を発生させない仕組みの導入

(1) 受注予定金額の大幅な引き下げの根拠の確認

本原価移動が行われた原因として、大型工事における赤字の隠蔽が挙げられる。そもそも、タイナカノにおいては、受注稟議書において、所定の利益を確保するため、根拠が十分でなくても大幅に工事原価を圧縮させた受注予定金額を記載していた。そして、海外事業本部においても、主として、タイナカノからの稟議申請書や受注報告書に記載された受注予定金額や予定利益率の数値及びその変動を確認するのみであったことから、タイナカノが行っていた原価圧縮に具体的な根拠があるか否かを確認しておらず、タイナカノが根拠なく原価圧縮していたことを見抜けなかったものである。

そこで、今後は、海外事業本部において、受注稟議において一定の割合又は一定の金額以上の原価圧縮がなされている場合や、受注後の報告において決裁を受けた受注予定金額を大幅に下回る金額で引き下げて受注している場合には、当該引下げについての原価圧縮の具体的な根拠を確認するといった対応を取るべきであ

る。

(2) 協力業者に対する未払いがないことの確認

本原価移動の対象となった工事原価として、現場所長 X が、タイナカノが定めるルールを無視して協力業者に対する発注書を発行せず工事を発注し、また、単独の判断で協力業者から受領した請求書をタイナカノ経理部に回さず、手元に留めおくことによって、協力業者に対する未払いが存することをタイナカノに対して認識させないようにして、単独で支払いを停止していたものがある。タイナカノ経理部は、発行済みの発注書 (PO) に基づき、各協力業者から最終の支払いに関する請求書が送付されているのかを確認することでのみ、支払いを確認していたが、かかる方法では、このように発注書 (PO) を発行していない協力業者に対する未払いは検出できない。

そこで、対策としては、改めて現場所長等に対して、協力業者に一定金額以上の発注を行う際には所定の手続に基づき発注書 (PO) の発行が必要となるというルールを遵守するよう徹底させることや、工期が厳しく現場所長が発注書 (PO) を発行することなく協力業者に対する発注を行う可能性がある工事案件については、工事部長や統括部長が定期的に現場の進捗を確認したり、現場所長会議等において現場所長に対して工事の状況について質問したりするなどして、工事案件の予算管理を行うことが考えられる。また、工事が終了した後に、タイナカノ経理部において、発注書 (PO) を発行した協力業者のみならず、発注書 (PO) を発行せずに発注した協力業者を原価管理台帳に基づき確認のうえ、工事に関与した協力業者から、全ての工事代金は支払い済みであり、未払いが存在しないことを確認の上、その旨の書面を取得するようにすることが考えられる。このような手法は、現場所長から原価移動を依頼された協力業者に対する牽制としても機能すると考えられる。

4 海外連結子会社に対する監査の強化

本原価移動のように、海外連結子会社が組織的にコンプライアンス違反の行為を実行しないよう外部からの監査によって統制することが肝要になる。

現在の当社コンプライアンス部による内部監査は、事前に十分な余裕をもって海外連結子会社に監査資料の準備を依頼し、当該資料に基づき監査を行うため、証憑書類等の作り込みを行おうと考えれば可能な状況であるといえるが、事前に海外連結子会社に伝えていない工事案件を無作為に抽出し、抜き打ちで監査を行うといった方法も、海外連結子会社による隠蔽を阻止する抑止力という意味では有効と思われる。また、監査において、日本人出向者のみならず、ローカルスタッフとも可能な限り接点を持つことにより、不正の端緒を掴むきっかけとすることも考えられる。さらに、一定の基準で選出した協力業者からの事情聴取や、協力業者からの債務残高確認を実施することも検討に値すると考える。

また、会計監査人においても、本原価移動が生じたことを踏まえ、海外連結子会社への往査や主要な協力業者に対する債務残高確認など、生じ得るリスクに対応して監査方法の見直しを行ったうえで、不正の防止と早期発見に貢献いただくことを期待する。

5 内部通報制度の見直し

上記のとおり、当社には内部通報制度が整備されているが、海外連結子会社の役職員については明確には内部通報の対象者にはなっておらず、対象に含むようコンプライアンス規程等、内部通報制度に関する社内規程を整備する必要がある。また、タイナカノのローカルスタッフには内部通報制度の存在すら認識されていない状況であり、他の海外連結子会社においても同様の状況であると想定されるため、海外連結子会社に対するローカルスタッフを含めて、内部通報制度の存在等について周知徹底を図る必要がある。

なお、海外連結子会社のローカルスタッフが利用しやすいように、内部通報制度に関わる説明においては少なくとも英語での表記がなされ、通報自体も英語で受け付け

ることを可能とするともに、通報者の保護について十分配慮していることが明確に分かるようにするなど、実効性の高い制度となるよう工夫すべきであると考えている。

以 上

ヒアリング対象者一覧

所属・役職等 ¹	
タイナカノ	
1	社長
2	副社長
3	統括部長（工事部、調達部）
4	工事部長
5	工事グループ 総括所長
6	施工技術グループ グループ長
7	調達グループ グループ長
8	現場主任
ナカノシンガポール	
1	社長
2	副社長
ナカノコンストラクション	
1	社長
2	副社長
3	工事部長
インドナカノ	
1	社長
2	副社長
ナカノベトナム	
1	社長
2	副社長
ナカノフドー建設	
1	海外事業本部（前タイナカノ副社長）
2	海外事業本部（元タイナカノ社長）
3	海外事業本部（前タイナカノ社長）

¹ 所属・役職等については、ヒアリング実施時のもの。

別紙 2

メール調査の概要

1 調査対象者

タイナカノ役職員 9 名

2 調査対象メール

2022 年 4 月 19 日時点でメールサーバに保存されていた対象者のメールすべてを対象とした。

3 調査方法

本原価移動に関連するメールを発見するため、以下のキーワードを用いて検索し、検索条件に該当したメールを確認した。なお、英文キーワードと同等のタイ語によっても検索した（一覧では省略）。該当したメールのうち、明らかに本原価移動に関係しないものを「問題なし」、内容の精査が必要なものを「要検討」として分類したのち、「要検討」となったものの内容を精査した結果、本件原価移動と関連があると判断されたものを「本件関連」、本件原価移動との関連がないと判断されたものを「問題なし」として改めて分類した。

番号	キーワード	英文キーワード	番号	キーワード	英文キーワード
1	必達	Must receive	18	充当分	Cover
2	期ズレ	Next Term	19	くれぐれも	-
3	言うな	Confidential	20	わからないよ うに	Secretly
4	調整	Adjust	21	次の工事	Next Project
5	オフレコ	Secret	22	別の工事	Another project
6	他言無用	Confidential	23	上乘	Pay together with, Pay By
7	赤字工事	Loss profit	24	何とか	Some How
8	予算調整	Adjust budget	25	秘密	Secret
9	オーバー	Excess	26	処理	Payment
10	バレない	Found out, Detect	27	関与	Involve
11	分割	Installment	28	原価	Cost
12	移動	Transfer, Shift	29	別の現場	Another Site
13	補填	Compensate	30	ゴルフ	-
14	取扱注意	Careful	31	ラウンド	-
15	架空	Virtual	32	コンペ	-
16	ダミー	Temporary	33	支払を止める	-
17	不足分	Not enough			

4 結果

調査の結果、33,141 件のメールが検索条件に該当し、当委員会で内容を確認した結果は以下のとおりとなった。

対象者	言語	該当 件数	問題 なし	要検討		備考 (要検討に対する確認内容)
				本件 関連	問題 なし	
社長 (8,736 通) 2021/11/16～2022/4/19	日	2,390	2,275	115	0	原価移動の説明資料 作成や報告等
	英	2,840	19	0	2,821	
	泰	736	38	0	698	
副社長 (22,988 通) 2020/6/22～2022/3/24	日	3,185	3,174	11	0	原価移動の具体的指 示等
	英	3,130	3,068	62	0	
	泰	820	820	0	0	
工事部長 (13,348 通) 2020/6/22～2022/4/19	日	2,057	1,753	258	46	原価移動の具体的指示 いくつかの作業所の 利益修正の報告等
	英	727	0	0	727	
	泰	19	0	0	19	
統括所長 A (13,476 通) 2020/7/2～2022/4/19	日	4	4	0	0	(該当なし)
	英	5	5	0	0	
	泰	0	0	0	0	
施工技術グループ長 (13,172 通) 2020/10/20～2022/4/18	日	2,047	2,046	1	0	原価移動の具体的指示等
	英	2,461	2,450	11	0	
	泰	693	693	0	0	
現場主任 (3,234 通) 2021/5/15～2022/4/19	日	1,048	1,048	0	0	原価崩れの報告
	英	1,776	23	0	1,753	
	泰	118	42	0	76	
統括部長 A (12,721 通) 2021/3/26～2022/4/19	日	2,246	2,236	10	0	原価移動の報告
	英	2,990	16	0	2,974	
	泰	863	15	0	848	
統括部長 B (6,568 通) 2020/12/18～2022/4/19	日	0	0	0	0	ある現場における支 払予算枯渇、他現場 で振替の相談等
	英	615	596	18	1	
	泰	172	172	0	0	
調達グループ長 (4,673 通) 2020/11/17～2022/4/18	日	85	85	0	0	原価移動の具体的指示等
	英	1,981	1,809	172	0	
	泰	133	129	0	4	

会計データ・証憑書類等の調査の概要

(本原価移動に関する調査)

1 調査対象

タイナカノの申告に基づき、全ての本原価移動を対象とした。

原価移動元となった工事は 18 件、原価移動先となった工事は 49 件である。

2 調査方法

当社が作成した本原価移動に関する工事の一覧資料に基づき、原価移動されたとする工事内容等について把握し、それらが移動先の工事の代金として支払われた際の各種証憑（後記）と突合して、いずれの四半期の原価として認識されたのかを確認し、移動先の工事の原価として計上された費用の額及び財務諸表を修正する際に原価を控除すべき四半期を特定した。

また、本原価移動に関与したタイナカノ従業員が作成した資料に基づき、移動元の工事の原価と移動先の工事の原価との紐づけを確認し、協力業者の業種（仮設工事、屋根工事、レンタル業など協力業者からの請求書で工事の内容を判断することが可能）と工程表等の各種資料と照合することで、移動元の工事のどの時点で実際には工事原価が発生していたかを判断した。

そして、本原価移動の対象となった金額に関しては、協力業者との交渉により、当初、移動元の工事で認識していた原価よりも減額した金額で移動先の工事の原価として支払っているケースに関しては、当委員会は、タイナカノの協力業者に対する本原価移動に関する確認書及び（又は）2022 年 3 月 31 日における債務残高確認書によって、タイナカノが債務として認識している金額に誤りがないかを確認し、当該金額を確定した。

3 調査資料

当委員会は、上記したもののほか、各工事に関して以下のような書類を確認し、必要に応じて、当社又はタイナカノとの間で、質疑を行い、追加で提出を受けた補足資料を検討した。

- ・ 受注稟議書
- ・ 実行予算書
- ・ 工程表
- ・ 請負契約書
- ・ 引渡確認書
- ・ 発注書
- ・ 協力業者の見積書、請求書、メール
- ・ 支払バウチャー
- ・ その他の社内決裁資料

原価移動と不適切な会計処理有無の調査手順

- ・調査対象工事：80期に売上計上となる3000万円以上の1本工事(設計・監理を除く)
(来期以降への進行基準工事含む)
- ・調査対象注文書：100万円以上

- ・中項目とは：01～33 共通仮設、直接仮設、土工事、杭工事・・・等
- ・小項目とは：例) 06-1A～1C コンクリート材料費、打設手間、機械損料

調査項目

全社員への不適切な会計処理有無の確認

実行予算書の不正作成有無の確認

不正発注有無の確認

調査事項

・工事原価付け替えを行った事実はあるか

・予算書に他現場の原価が盛り込まれていないか

・他現場で生じた原価の発注はないか
・他現場で生じた原価が含まれた発注はないか

調査方法

・全社員への確認書(書面)による確認、及び拠点幹部、関連部門長へのヒアリング確認

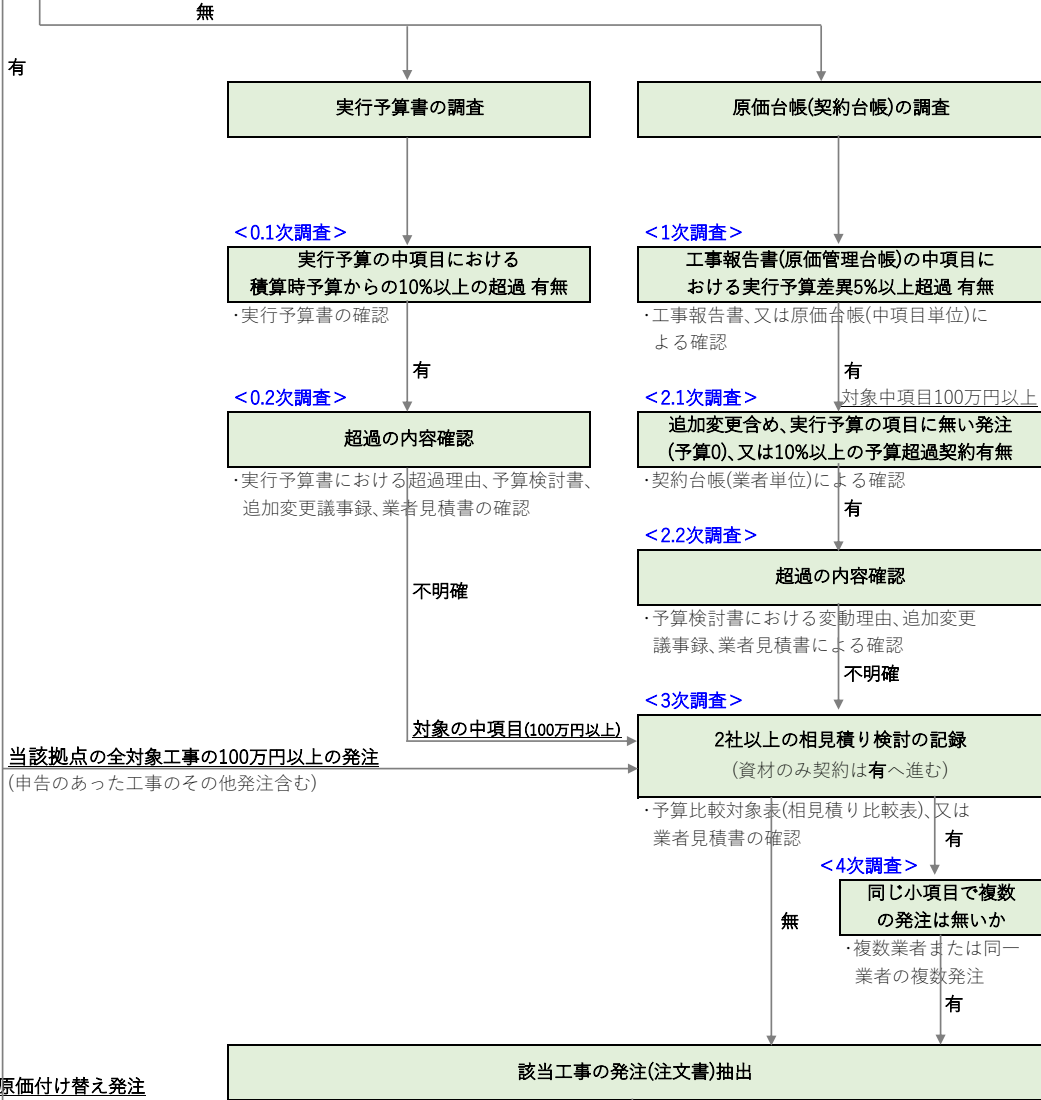
・受注時予算(アレンジ予算)との予算対比
・予算超過理由の内容確認(明確な理由であるか)

・実行予算金額と契約金額の対比
・予算超過理由の内容確認(明確な理由であるか)
・協力会社決定経緯(相見積り書の有無)の確認

確認書、ヒアリングによる調査

調査書、ヒアリングによる申告

調査-1
(不正が無いことが明確にならない発注の抽出)



調査-2
(詳細確認)

<6次調査>
原価付け替えの事実確認
調査方法① 付け替え元工事を含め、付け替え方法を、注文書 原価台帳、請求書にて確認
調査方法② 拠点関係者、作業所長(付替え元当所長含む)、現場担当者へのヒアリング
調査方法③ 関係協力会社へ確認書による確認

<5.1次調査>
注文書、請求書の日付と実工程との照合
確認方法① 実施工と違うスケジュールで契約や請求がされていないかを、工事工程表と契約日、請求日との照合により確認
No (不整合や明確に確認できない場合)

<5.2次調査>
実施工の調査(発注された工事が実際に当該現場で行われた工事か)
調査方法① 設計図(変更図)や施工図、追加指示書等により工事内容と整合性があるか調査
調査方法② 実際の出来形(写真や現地確認)により工事内容や数量が適正か調査
調査方法③ 日誌やKY(危険予知活動)等の出面記録により実作業があったのか調査
調査方法④ 社内関係者へのヒアリング調査、及び関係協力会社への確認書(残高確認書)による確認

判定協議

判定

別紙 3-3

会計データ・証書類等の調査の概要

(類似案件の有無に関する調査)

1 調査対象

当社が別紙 3-2 の調査手順に従って行った調査（調査結果の詳細は、別紙 3-4 及び別紙 3-5 参照）において、タイナカノについては全件、その他については 2.2 次調査以降の調査に進んだものを調査対象とした。

具体的な件数は、以下のとおりである。

国内	当社調査件数	当委員会調査件数
東京	85	42
東北	23	12
大阪	37	21
名古屋	21	9
九州	11	2
合計	177	86
海外	当社調査件数	当委員会調査件数
タイナカノ	15	15
ナカノシンガポール	11	8
ナカノコンストラクション	11	8
インドナカノ	22	9
ナカノベトナム	4	2
合計	63	42

2 調査方法

調査対象となった工事に関し、当社の調査が、別紙 3-2 の調査手順に従って行われたか否かを確認した。

以上

国内原価移動の有無調査件数リスト

拠点	調査対象件数	調査1															調査2				判定				
		実行予算の調査(積算時予算と実行予算)					原価台帳(契約台帳)の調査										詳細確認								
		0.1次調査		0.2次調査			1次調査		2.1次調査		2.2次調査			3次調査			4次調査		5.1次調査		5.2次調査				
		10%以上の超過の有無		超過内容の確認			工事報告書の中項目における実行予算差異5%以上超過の有無		追加変更含め、実行予算項目に無い発注、又は10%以上の予算超過契約の有無		超過内容の確認			2社以上の相見積り検討の記録の有無			同じ小項目での発注の有無		注文書、請求書の日付と実工程との照合による不整合の有無		実施工の調査		原価移動と不適切な会計処理の有無		
無	有(0.2次へ)	明確	不明確(3次へ)	無	有(2.1次へ)	無	有(2.2次へ)	明確	調査中	不明確(3次へ)	有(4次へ)	調査中	無(5次へ)	無	有(5次へ)	無	有(5.2次へ)	当該現場	他現場	無	調査中	有			
東北支社	23	4	19	19	0	3	20	8	12	12	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	23	0	0		
東京本店	新築	55	10	45	45	0	13	42	5	37	34	0	3	3	0	0	0	3	無し	-	-	-	55	0	0
	リノベーション	27	10	17	17	0	17	10	4	6	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	27	0	0		
	東京本店計	82	20	62	62	0	30	52	9	43	40	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	82	0	0
名古屋支社	21	11	10	10	0	6	15	6	9	9	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	0	0		
大阪支社	37	13	24	24	0	7	30	9	21	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	0	0		
九州支社	11	3	8	8	0	5	6	4	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	0	0		
土木部	3	0	3	3	0	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0	0		
合計	177	51	126	126	0	54	123	36	87	84	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	177	0	0	
		177		126			177		123			87			3		3		0		0		177		

海外原価移動の有無調査件数リスト

拠点	調査対象件数	調査1												調査2				判定			
		実行予算の調査(積算時予算と実行予算)				原価台帳(契約台帳)の調査								詳細確認							
		0.1次調査		0.2次調査		1次調査		2.1次調査		2.2次調査		3次調査		4次調査		5.1次調査		5.2次調査			
		10%以上の超過の有無		超過内容の確認		工事報告書の中項目における実行予算差異5%以上超過の有無		追加変更含め、実行予算項目に無い発注、又は10%以上の予算超過契約の有無		超過内容の確認		2社以上の相見積り検討の記録の有無		同じ小項目での発注の有無		注文書、請求書の日付と実工程との照合による不整合の有無		実施工の調査		原価移動と不適切な会計処理の有無	
無	有(0.2次へ)	明確	不明確(3次へ)	無	有(2.1次へ)	無	有(2.2次へ)	明確	不明確(3次へ)	有(4次へ)	無(5次へ)	無	有(5次へ)	無	有(5.2次へ)	当該現場	他現場	無	有		
NS ナカノシンガポール	11	0	8	8	0	3	7	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NC ナカノコンストラクション	11	4	7	7	0	2	9	1	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IN インドナカノ	23	7	15	15	0	9	14	5	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TN タイナカノ	15	1	13	10	3	0	14	1	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NV ナカノベトナム	4	2	2	2	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	64	14	45	42	3	16	46	7	41	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		59		45		62		48		41		0		0		0		0		64	

別紙 4

協力業者に対するアンケートの実施及びその結果に基づくヒアリング

原価移動は、協力業者に支払いを繰り延べしてもらうことになるため、協力業者の協力がなければ実行できないことから、継続的に一定の取引関係が存在する協力業者（具体的には、年間発注金額が 1000 万円以上であり、かつ、2 年以上の取引がある協力業者※）に限定して、原価移動に関するアンケートを実施し、その回答を確認し、必要に応じて、追加のヒアリングを実施した。具体的な協力業者数、得られた回答数は以下のとおりである。

- ※ タイナカノに関しては、2 年で発注金額が 1000 万円以上の協力業者
- ※ 監査法人、アンケート時にすでに倒産している業者、業務上のトラブルにより連絡が困難な業者は対象から外している
- ※ タイナカノで原価移動に関与していることが確認されている業者は対象から外している（別途の確認書を送っている）

国内	協力業者数	カバー率 (金額ベース)	回答数/回答率
東京	431	—	431(100%)
東北	111	—	111(100%)
大阪	213	—	213(100%)
名古屋	93	—	93(100%)
九州	49	—	49(100%)
合計	897	92.7%	897(100%)

海外	協力業者数	カバー率 (金額ベース)	回答数/回答率
タイナカノ	150	97%	150(100%)
ナカノシンガポール	166	97%	166(100%)
ナカノコンストラクション	83	96%	83(100%)
インドナカノ	45	82%	45(100%)
ナカノベトナム	17	94%	17(100%)
合計	461	－%	461(100%)

別紙 5

従業員からの確認書の徴求及びその結果に基づくヒアリング

当社及び海外連結子会社に所属する全従業員（休職者等は除く。）から、原価移動に関する質問に回答を記載させる内容の確認書を徴求したうえで、その結果に基づき、必要に応じてヒアリングを実施した。具体的な対象者数及び回答数は以下のとおりである。

従業員		回答者数/回答率
ナカノフドー建設	747 名	747 名/ 100%
タイナカノ	146 名	146 名/ 100%
ナカノシンガポール	124 名	124 名/ 100%
ナカノコンストラクション	134 名	134 名/ 100%
インドナカノ	81 名	81 名/ 100%
ナカノベトナム	23 名	23 名/ 100%
合計	1,255 名	1,255 名/ 100%

1 タイナカノ決算書数値

【単位：百万円】

(1) 修正前

	2019年3月期 (第77期)				2020年3月期 (第78期)				2021年3月期 (第79期)				2022年3月期 (第80期)			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
売上高	1,090	2,791	4,612	7,572	1,164	2,783	4,458	8,732	1,698	3,328	4,899	6,425	1,040	2,134	3,196	
売上総利益	62	176	302	500	76	159	253	494	72	153	227	272	47	78	91	
経常利益	7	71	139	264	24	55	91	258	22	52	67	▲ 54	▲ 14	▲ 41	▲ 92	
当期純利益	5	56	110	163	18	43	69	202	17	42	55	▲ 49	▲ 14	▲ 37	▲ 3	
純資産	2,122	2,496	2,486	2,597	2,623	2,671	2,773	2,678	2,815	2,719	2,814	2,787	2,694	2,562	2,698	
総資産	3,407	3,899	3,824	4,597	3,901	3,968	4,188	5,268	4,584	3,921	3,916	3,905	3,518	3,242	3,414	

(2) 修正後

	2019年3月期 (第77期)				2020年3月期 (第78期)				2021年3月期 (第79期)				2022年3月期 (第80期)			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
売上高	1,090	2,791	4,612	7,572	1,164	2,784	4,417	8,593	1,668	3,312	4,824	6,372	966	2,022	3,172	4,427
売上総利益	62	175	301	489	76	57	64	180	15	33	104	204	41	93	162	▲ 17
経常利益	7	70	138	253	24	▲ 47	▲ 99	▲ 56	▲ 35	▲ 68	▲ 56	▲ 123	▲ 20	▲ 26	▲ 21	▲ 282
当期純利益	5	55	109	152	18	▲ 59	▲ 120	▲ 113	▲ 40	▲ 78	▲ 67	▲ 113	▲ 20	▲ 22	68	▲ 203
純資産	2,122	2,495	2,485	2,586	2,612	2,556	2,566	2,368	2,433	2,290	2,370	2,393	2,305	2,209	2,387	2,270
総資産	3,407	3,899	3,824	4,597	3,901	3,968	4,145	5,135	4,415	3,780	3,721	3,690	3,263	2,993	3,211	3,428

(3) 今回の原価移動のタイナカノ影響額 (1) と (2) の差額

	2019年3月期 (第77期)				2020年3月期 (第78期)				2021年3月期 (第79期)				2022年3月期 (第80期)			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
売上高	0	0	0	0	▲ 0	0	▲ 41	▲ 139	▲ 30	▲ 16	▲ 75	▲ 52	▲ 74	▲ 112	▲ 24	
売上総利益	0	▲ 1	▲ 1	▲ 11	▲ 0	▲ 102	▲ 190	▲ 314	▲ 57	▲ 121	▲ 122	▲ 69	▲ 6	14	71	
経常利益	0	▲ 1	▲ 1	▲ 11	▲ 0	▲ 102	▲ 190	▲ 314	▲ 57	▲ 121	▲ 122	▲ 69	▲ 6	14	71	
当期純利益	0	▲ 1	▲ 1	▲ 11	▲ 0	▲ 102	▲ 190	▲ 314	▲ 57	▲ 121	▲ 122	▲ 64	▲ 6	14	71	
純資産	0	▲ 1	▲ 1	▲ 11	▲ 11	▲ 115	▲ 207	▲ 310	▲ 382	▲ 429	▲ 443	▲ 394	▲ 389	▲ 354	▲ 311	
総資産	0	0	0	0	0	0	▲ 43	▲ 133	▲ 169	▲ 141	▲ 195	▲ 215	▲ 255	▲ 249	▲ 203	

2 ナカノフードー建設 連結財務諸表数値

(1) 修正前

	2019年3月期 (第77期)				2020年3月期 (第78期)				2021年3月期 (第79期)				2022年3月期 (第80期)			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
売上高	26,427	56,998	85,658	117,153	20,787	50,727	78,732	116,978	21,150	49,614	82,709	116,046	20,405	40,644	63,507	
売上総利益	2,355	5,506	7,818	10,818	1,615	3,959	6,303	9,701	1,759	3,915	4,550	7,339	▲ 541	1,312	2,787	
経常利益	1,231	3,248	4,275	5,955	348	1,442	2,494	4,395	411	1,168	373	1,818	▲ 1,971	▲ 1,455	▲ 1,367	
税金等調整前当期純利益	1,231	3,245	4,246	5,712	349	1,247	2,305	4,179	138	920	99	1,545	▲ 1,951	▲ 1,514	▲ 1,421	
親会社株主に帰属する当期純利益	877	2,304	2,940	3,990	147	820	1,495	2,933	43	583	▲ 729	369	▲ 2,116	▲ 1,759	▲ 1,823	
純資産	31,070	32,897	32,987	34,353	33,717	34,236	35,518	35,532	35,559	36,002	34,926	37,318	34,683	35,032	35,295	
総資産	82,370	80,534	80,812	84,450	74,498	75,899	82,505	81,350	79,791	78,820	82,603	84,468	74,886	74,743	76,782	

(2) 修正後

	2019年3月期 (第77期)				2020年3月期 (第78期)				2021年3月期 (第79期)				2022年3月期 (第80期)			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
売上高	26,427	56,998	85,658	117,153	20,787	50,727	78,691	116,839	21,150	49,598	82,634	115,994	20,332	40,533	63,483	
売上総利益	2,355	5,505	7,818	10,807	1,615	3,856	6,113	9,387	1,759	3,795	4,428	7,271	▲ 547	1,328	2,860	
経常利益	1,231	3,247	4,274	5,944	348	1,340	2,304	4,081	411	1,049	252	1,751	▲ 1,976	▲ 1,437	▲ 1,292	
税金等調整前当期純利益	1,231	3,244	4,245	5,701	349	1,145	2,116	3,865	138	800	▲ 17	1,466	▲ 1,957	▲ 1,496	▲ 1,346	
親会社株主に帰属する当期純利益	877	2,303	2,939	3,986	139	768	1,404	2,786	43	530	▲ 779	336	▲ 2,119	▲ 1,753	▲ 1,792	
純資産	31,070	32,896	32,987	34,342	33,689	34,111	35,303	35,221	35,559	35,578	34,494	36,910	34,282	34,667	34,970	
総資産	82,370	80,534	80,812	84,450	74,498	75,899	82,463	81,217	79,791	78,678	82,408	84,236	74,616	74,482	76,567	

(3) 今回の原価移動の連結影響額 (1) と (2) の差額

	2019年3月期 (第77期)				2020年3月期 (第78期)				2021年3月期 (第79期)				2022年3月期 (第80期)			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
売上高	0	0	0	0	▲ 0	0	▲ 41	▲ 139	0	▲ 16	▲ 75	▲ 52	▲ 74	▲ 112	▲ 24	
売上総利益	0	▲ 1	▲ 1	▲ 11	▲ 0	▲ 102	▲ 190	▲ 314	0	▲ 119	▲ 121	▲ 68	▲ 6	16	73	
経常利益	0	▲ 1	▲ 1	▲ 11	▲ 0	▲ 102	▲ 190	▲ 314	0	▲ 119	▲ 121	▲ 68	▲ 5	18	75	
税金等調整前当期純利益	0	▲ 1	▲ 1	▲ 11	▲ 0	▲ 102	▲ 190	▲ 314	0	▲ 119	▲ 116	▲ 79	▲ 5	18	75	
親会社株主に帰属する当期純利益	0	▲ 0	▲ 0	▲ 5	▲ 8	▲ 52	▲ 91	▲ 146	0	▲ 52	▲ 50	▲ 33	▲ 3	6	32	
純資産	0	▲ 1	▲ 1	▲ 10	▲ 28	▲ 125	▲ 215	▲ 311	0	▲ 424	▲ 433	▲ 408	▲ 401	▲ 365	▲ 325	
総資産	0	0	0	0	0	0	▲ 43	▲ 133	0	▲ 141	▲ 195	▲ 232	▲ 270	▲ 262	▲ 215	

【注】 1 2022年3月期第4四半期 (4 Q) のナカノフードー建設の連結財務諸表数値は現在、集計中である。

2 上記の数値は会計監査手続きが完了したものではない。